

参考資料

参考資料については、適宜更新します。

- (1) 良好な景観の形成に関連する国・県の補助事業・・・・・・・・・・ 70
 - a) 農地・森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
 - b) 緑地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
 - c) 歴史・文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
 - d) まちづくり全般・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
 - e) 観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- (2) 良好な景観の形成に関連する財団の助成事業・・・・・・・・・・ 79
- (3) 良好な景観の形成に関連する優遇措置・・・・・・・・・・ 80
- (4) 良好な景観の形成に関する表彰制度・・・・・・・・・・ 81
- (5) 良好な景観形成に関連する主な法律・県条例・・・・・・・・・・ 82
 - a) 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
 - b) 自然・環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
 - c) 農地・森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
 - d) 商工・観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
 - e) 海岸・河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
 - f) 都市計画・建築・住宅・・・・・・・・・・・・ 93
 - g) 緑地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
 - h) 文化財・歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
 - i) 屋外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
 - j) 景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
- (6) その他良好な景観形成に関連する県の施策・・・・・・・・・・ 105
- (7) 百選などの景観資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

(1) 良好な景観の形成に関連する補助事業

a) 農地・森林

制 度	概 要	備 考				
<p>中山間地域等直接支払交付金 (農林水産省)</p>	<p>中山間地域等で、傾斜が急である等の農業生産条件が不利な農地で、5年以上農業生産活動を営む農業者等に耕作面積に応じて交付金等を支払う制度。</p> <p>(対象地域)</p> <table border="1" data-bbox="387 409 1233 701"> <tr> <td data-bbox="387 409 499 566">通常地域</td> <td data-bbox="499 409 1233 566">(半島振興法等、地域振興立法で指定された地域) 館山市、勝浦市、鴨川市、君津市(旧 久留里村、松丘村、亀山村、君津町、周南町、中村、小糸村、秋元村、三島村) 富津市、旭市(旧飯岡町の旧豊岡村) 南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町、九十九里町(旧 鳴浜村)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 566 499 701">特認地域</td> <td data-bbox="499 566 1233 701">(農林統計上の中間・山間農業地域で、知事が必要と認めた地域) 木更津市(旧 鎌足村、馬来田村) 市原市(旧 平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村) 君津市(旧 小櫃村) 袖ヶ浦市(旧 富岡村) 長南町(旧 水上村、庁南町、西村) 睦沢町(旧 瑞沢村)</td> </tr> </table> <p>(対象となる農地)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業振興地域内の農用地区域に指定を受けている 2. 1ha以上のまとまりをもつ 3. 次の要件を満たす農地であること <ul style="list-style-type: none"> ア. 急傾斜地 ・田(傾斜1/20以上) <li style="padding-left: 20px;">・畑(果樹園を含む)・草地・採草放牧地(傾斜15°以上) イ. 自然条件により小区画・不整形な田 ウ. 市町村長の判断で指定した農地 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 緩傾斜農地 ・田(傾斜1/100以上) <li style="padding-left: 20px;">・畑(果樹園を含む)・草地・採草放牧地(傾斜8°以上) (イ) 高齢化率・耕作放棄率の高い地域の農地 <p>(対象となる活動)</p> <p>条件不利な農地を耕作する農業者等が農地や水路・農道等の適切な管理の方針、集落の目指すべき将来像とそれを実現していくための活動などについて話し合い、これらの内容を協定(集落協定・個別協定)として締結し、この協定に基づいて5年間以上、農業生産活動等を行う農業者等に交付金が交付される。</p>	通常地域	(半島振興法等、地域振興立法で指定された地域) 館山市、勝浦市、鴨川市、君津市(旧 久留里村、松丘村、亀山村、君津町、周南町、中村、小糸村、秋元村、三島村) 富津市、旭市(旧飯岡町の旧豊岡村) 南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町、九十九里町(旧 鳴浜村)	特認地域	(農林統計上の中間・山間農業地域で、知事が必要と認めた地域) 木更津市(旧 鎌足村、馬来田村) 市原市(旧 平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村) 君津市(旧 小櫃村) 袖ヶ浦市(旧 富岡村) 長南町(旧 水上村、庁南町、西村) 睦沢町(旧 瑞沢村)	
通常地域	(半島振興法等、地域振興立法で指定された地域) 館山市、勝浦市、鴨川市、君津市(旧 久留里村、松丘村、亀山村、君津町、周南町、中村、小糸村、秋元村、三島村) 富津市、旭市(旧飯岡町の旧豊岡村) 南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町、九十九里町(旧 鳴浜村)					
特認地域	(農林統計上の中間・山間農業地域で、知事が必要と認めた地域) 木更津市(旧 鎌足村、馬来田村) 市原市(旧 平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村) 君津市(旧 小櫃村) 袖ヶ浦市(旧 富岡村) 長南町(旧 水上村、庁南町、西村) 睦沢町(旧 瑞沢村)					
<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (農林水産省)</p>	<p>平成19年8月1日に「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」が施行され、県等が創意工夫を活かし、地域住民の合意を基礎として作成した活性化計画に基づく事業等の実施のために「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が創設された。</p> <p>この交付金は、農林水産省農村振興局所管の「元気な地域づくり交付金」と林野庁所管の「森林づくり交付金」、「強い林業・木材産業づくり交付金」及び水産庁所管の「強い水産業づくり交付金」を統合することで、農・林・水の縦割りを廃し、総合的かつ機動的に支援するものである。</p>					
<p>むらづくり総合整備事業 (農林水産省)</p>	<p>農村における過疎化・高齢化の進展による農村の活力の低下や、混住化の進展等による資源循環・生活雑排水処理・土地利用の整序化などの課題に対して、生産基盤・生活環境基盤の整備に関連する各種施策を市町村の裁量により総合的に実施することにより、个性的で魅力ある地域づくりの推進を目的とする。</p> <p>事業主体：市町村 補助率：国50%、県25～10%</p>					

制 度	概 要	備 考
<p>農地・水・環境保全向上 対策事業 (農林水産省)</p>	<p>農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するための活動を行う。</p> <p>(事業主体) 地域協議会、活動組織 (補助対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共同活動支援交付金 資源の適切な保全管理 生産資源向上(施設の長寿命化など) 環境資源向上(生態系、景観保全など) 2. 営農活動支援交付金 共同活動を行う地区において、活動組織が行う 営農基礎活動 先進的営農活動 3. 推進交付金 地域協議会が行う支援交付金の交付に係る事務 <p>(補助率)</p> <p>上記1及び2 国50% 県25% 上記3 国100%</p>	
<p>森林整備地域活動支援交 付金制度 (林野庁)</p>	<p>近年、林業採算性の悪化等により管理が不十分な森林が増加しており、森林の有する多面的機能の発揮にも支障をきたすおそれがある。このため、森林所有者等による造林、下刈、間伐等の施業の実施に不可欠な森林現況調査、区域の明確化、歩道の整備等の地域活動に対し支援することにより森林の整備を推進する。</p> <p>(事業主体) 市町村 (補助対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」に対する支援 2. 施業の実施に必要な「施行実施区域の明確化作業」等に対する支援 <p>(交付単価)</p> <p>上記1 定額 ha当り 11,250円(平成20年度) 上記2 定額 ha当り 3,750円(平成20年度)</p>	
<p>田園整備事業 (農林水産省)</p>	<p>農村の豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、魅力ある農村地域づくりに資するため、伝統的農業施設や農村景観の保全等に配慮した生産基盤や環境基盤の整備を行うと共に、都市と農村の交流のための条件整備を併せて行う。</p>	
<p>中山間地域総合整備事業 (農林水産省)</p>	<p>中山間地域において、地域の立地条件に即した農業生産基盤と農村生活環境基盤整備を総合的に実施し、農業農村の活性化を図る。</p>	
<p>遊休農地活用推進事業 (県：農林水産政策課)</p>	<p>遊休農地の発生防止と解消、有効活用を促進するため、地域の主体的な取組の支援や農地の有効利用を地域で推進する人材の育成・設置に関する支援</p>	
<p>グリーン・ブルーツーリ ズム資源創出事業 (県：農村振興課)</p>	<p>農林水産業の振興と併せて、都市と農山漁村の交流を推進するための体験農園等における簡易な施設整備及び景観等の整備</p> <p>(補助対象者) 市町村、農業協同組合、農林漁業者等が組織する団体、NPO法人等</p> <p>(補助率) 1/3以内(1,000千円を限度)</p>	
<p>里山総合保全整備事業 (県：森林課)</p>	<p>「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動団体が里山の保全、整備、活用の促進を図るため森林等の手入れを行う場合、その作業の経費に要する費用の一部を補助する。</p> <p>(補助対象) 里山活動団体(市町村含む)</p> <p>(補助率)</p> <p>1/2(里山活動協定締結に係る経費、活動を開始するに当たり必要な経費) 1/3(里山を整備、活用するために必要な経費)</p>	

b) 緑地

制 度	概 要			備 考																																				
古都及び緑地保全事業 費補助 (国土交通省)	古都における歴史的風土の適正な保存を推進する事業及び都市における機動的な緑地保全を推進する事業 <table border="1" data-bbox="368 344 1230 629"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>国の補助</th> <th>都道府県・市町村の負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">古都保存事業</td> <td>土地の買入れ・損失補償</td> <td>7/10</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近郊緑地保全事業</td> <td>土地の買入れ・損失補償</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緑地保全事業</td> <td>土地の買入れ・損失補償</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>					国の補助	都道府県・市町村の負担	古都保存事業	土地の買入れ・損失補償	7/10	3/10	施設整備	1/2	1/2	近郊緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	5.5/10	4.5/10	施設整備	1/2	1/2	緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	1/3	2/3	施設整備	1/2	1/2												
		国の補助	都道府県・市町村の負担																																					
古都保存事業	土地の買入れ・損失補償	7/10	3/10																																					
	施設整備	1/2	1/2																																					
近郊緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	5.5/10	4.5/10																																					
	施設整備	1/2	1/2																																					
緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	1/3	2/3																																					
	施設整備	1/2	1/2																																					
緑地環境整備総合支援事業 (国土交通省)	都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備等、多様な手法の活用による、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保を支援し、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する事業 <table border="1" data-bbox="368 757 1230 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>国の補助</th> <th>都道府県・市町村の負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市公園事業</td> <td>用 地</td> <td>1/3 (1/2¹)</td> <td>2/3 (1/2¹)</td> </tr> <tr> <td>施 設</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">古都保存事業</td> <td>土地の買入れ・損失補償</td> <td>7/10</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近郊緑地保全事業</td> <td>土地の買入れ・損失補償</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緑地保全事業</td> <td>土地の買入れ・損失補償</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>市民緑地等整備事業</td> <td>施設整備</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="368 1196 1230 1256">1()は緩衝緑地[公害の防止に関する事業に係る国の財政上の措置に関する法律に基づくもの]</p>					国の補助	都道府県・市町村の負担	都市公園事業	用 地	1/3 (1/2 ¹)	2/3 (1/2 ¹)	施 設	1/2	1/2	古都保存事業	土地の買入れ・損失補償	7/10	3/10	施設整備	1/2	1/2	近郊緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	5.5/10	4.5/10	施設整備	1/2	1/2	緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	1/3	2/3	施設整備	1/2	1/2	市民緑地等整備事業	施設整備	1/2	1/2	
		国の補助	都道府県・市町村の負担																																					
都市公園事業	用 地	1/3 (1/2 ¹)	2/3 (1/2 ¹)																																					
	施 設	1/2	1/2																																					
古都保存事業	土地の買入れ・損失補償	7/10	3/10																																					
	施設整備	1/2	1/2																																					
近郊緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	5.5/10	4.5/10																																					
	施設整備	1/2	1/2																																					
緑地保全事業	土地の買入れ・損失補償	1/3	2/3																																					
	施設整備	1/2	1/2																																					
市民緑地等整備事業	施設整備	1/2	1/2																																					

c) 歴史・文化

制 度	概 要	備 考
<p>景観・歴史的環境形成総合支援事業 (国土交通省)(再掲)</p>	<p>良好な景観及び歴史的環境の形成を通じたまちづくりを推進するため、地域の景観上重要な建造物・樹木の保全活用や歴史的風致の形成上重要な建造物の復原・修理等を中心とした取組を総合的に支援する補助制度</p> <p>景観形成総合支援事業 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。</p> <p>(対象地域) 景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む)の存する区域であって、かつ、次のいずれかの条件を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ・ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域の区域 ・ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「認定観光圏整備実施計画」の区域 <p>(対象事業)</p> <p>必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の修理、買取又は移設(必要な土地購入を含む) ・ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取(必要な土地購入を含む) <p>選択事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の外観修景 ・ 建築物、工作物等に係る景観の阻害要因の解消 ・ 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備 ・ 公共公益施設の高質化 ・ 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動 <p>(事業主体及び補助率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村(直接補助;事業費の1/3以内) ・ 都道府県(直接補助;事業費の1/3以内、自らの管理施設を対象とする場合に限る) ・ 景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人(間接補助;事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内) <p>歴史的環境形成総合支援事業 魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。</p> <p>(対象地域) 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コア事業 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設 ・ 附帯事業 歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域における周辺施設の整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善 2 歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備 歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業 <p>(事業主体) 地方公共団体(都道府県に対しては都道府県の管理施設を対象とした場合に限る) 市町村を構成員を含む法定協議会 民間団体・個人(市町村を通じた間接補助)</p> <p>(補助率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コア事業(総事業費の1/2以内) ・ 附帯事業(総事業費の1/3以内) 間接補助については、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内 	

制 度	概 要	備 考
まちづくり交付金 (国土交通省)	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度</p> <p>市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりをすすめることが可能となっている。</p> <p>交付対象：市町村、都市再生特別措置法第46条の2第1項の規定による市町村都市再生整備協議会</p> <p>補助率：概ね40%</p>	
街なみ環境整備事業 (国土交通省)	<p>生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないことなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>(1) 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成</p> <p>(2) 街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備</p> <p>(3) 地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成</p> <p>(補助率)</p> <p>直接補助 1 / 2 間接補助 1 / 3</p>	
文化的景観保護推進事業 (文化庁)	<p>(1) 文化的景観に関する保存調査</p> <p>(2) 文化的景観保存計画の策定</p> <p>(3) 修理・修景・復旧・防災等の事業</p> <p>(補助率) 原則 1/2</p>	

d) まちづくり全般

制 度	概 要	備 考
<p>まちづくり交付金 (国土交通省)(再掲)</p>	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度</p> <p>市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりをすすめることが可能となっている。</p> <p>交付対象：市町村、都市再生特別措置法第46条の2第1項の規定による市町村都市再生整備協議会</p> <p>補助率：概ね40%</p>	
<p>街なみ環境整備事業 (国土交通省)(再掲)</p>	<p>生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないことなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>(1) 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成</p> <p>(2) 街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備</p> <p>(3) 地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成</p> <p>(補助率)</p> <p>直接補助 1 / 2 間接補助 1 / 3</p>	
<p>電線共同溝整備事業 (国土交通省)</p>	<p>安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等を図るため、特に電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に電線を共同して収容するものを、平成7年度に制定された「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線共同溝として整備する。</p> <p>整備にあたっては、電線共同溝に入溝する電線管理者より応分の負担を求め、残りに道路事業費を充当して、道路事業として整備する。なお、ケーブル等の設備類の設置については、電線管理者が行う。</p> <p>(補助率) 1 / 2</p>	
<p>まちなみデザイン推進事業 (国土交通省)</p>	<p>市街地環境の整備改善を推進するため、市街地における建築活動等の適切な誘導による良好なまちなみの形成を促進する制度</p> <p>(対象地区)</p> <p>良好なまちなみ形成の推進のために、地区内権利者等による協議会組織が設けられているおおむね1ha以上の地区</p> <p>(補助内容)</p> <p>地区内権利者等による協議会組織が行う良好なまちなみ形成の推進方策等の検討に対して、地方公共団体が検討に要する費用の補助を行う場合、その費用の一部を補助する。</p> <p>「検討に要する費用」とは、コンサルタントへの委託費、会議費、印刷製本費、視察団の旅費など</p> <p>(補助率)</p> <p>1 / 3</p>	
<p>ふるさとの川整備事業 (国土交通省)</p>	<p>(目的)</p> <p>河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的としている。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備河川に指定し、地域住民と市町村の創意あふれる意見を広く活かした整備計画を策定(指定条件：市町村が水辺空間整備と一体となったまちづくりについて熱意と創意を持っている河川、周囲の自然的・社会的・歴史的環境の中でまちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・保全・活用が求められている河川など) ・ 整備計画の認定を受け、良好な水辺空間の形成を治水対策の一環として河川改修事業等の中で実施 	

制 度	概 要	備 考
マイタウン・マイリバー 整備事業 （国土交通省）	<p>（趣旨・目的）</p> <p>大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街化の状況等から見て、沿川における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行う。</p> <p>（事業内容）</p> <p>中心市街地や良好な水辺空間の形成・保全について市及び地域住民の熱意が高い箇所等においてモデル河川に指定し、市長と河川管理者が共同して策定した整備計画に基づいて都市河川改修事業等の既定事業で実施するものである。</p> <p>具体的には河川沿川の市街地整備に関する事業（再開発、区画整理等の面的整備事業、及び道路、公園等の整備事業）と一体となった河川改修である。</p>	
景観形成事業推進費（目 未定経費） （国土交通省）	<p>（目的）</p> <p>豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業及び調査について、年度途中であっても積極的に支援・推進するものです。</p> <p>（対象事業）</p> <p>「景観法」に基づき策定された景観計画に定められた事業 次に掲げる地域又は区域において行われる良好な景観形成に係る事業 ア 景観計画に定められた景観計画区域又は景観地区 イ 「都市計画法」に基づく都市計画により定められた風致地区、その他の法令に基づき景観に係る規制の対象となる地域又は区域</p> <p>（制度の特徴）</p> <p>公共事業関係費（災害復旧等事業費を除く）に係る事業及びそれらに関する調査に使用 単独府省所管事業での使用が可能 原則として、継続施行中の事業に配分 原則として、用地費及び補償費は対象外（ただし、工事に付随して必要となる場合などは対象となり得る。） 明許繰越は不可、事故繰越のみ可能（事前了承が必要） 調査の実施主体は国のみ 推進費による調査は当年度限りが原則</p> <p>（その他）</p> <p>景観形成事業推進費（事業分）の採択にあたり、千差万別の景観形成効果をもつ事業を評価しなければならないため、客観的かつ公平な評価の尺度として、「景観形成事業推進費の手引き（案）」を活用して要求事業の審査を行っている。</p>	

制 度	概 要	備 考
<p>景観・歴史的環境形成総合支援事業 (国土交通省)(再掲)</p>	<p>良好な景観及び歴史的環境の形成を通じたまちづくりを推進するため、地域の景観上重要な建造物・樹木の保全活用や歴史的風致の形成上重要な建造物の復原・修理等を中心とした取組を総合的に支援する補助制度</p> <p>景観形成総合支援事業 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。</p> <p>(対象地域) 景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む)の存する区域であって、かつ、次のいずれかの条件を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ・ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域の区域 ・ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「認定観光圏整備実施計画」の区域 <p>(対象事業) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の修理、買取又は移設(必要な土地購入を含む) ・ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取(必要な土地購入を含む) <p>選択事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の外観修景 ・ 建築物、工作物等に係る景観の阻害要因の解消 ・ 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備 ・ 公共公益施設の高質化 ・ 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動 <p>(事業主体及び補助率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村(直接補助;事業費の1/3以内) ・ 都道府県(直接補助;事業費の1/3以内、自らの管理施設を対象とする場合に限る) ・ 景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人(間接補助;事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内) <p>歴史的環境形成総合支援事業 魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。</p> <p>(対象地域) 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域</p> <p>(対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コア事業 歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設 ・ 附帯事業 歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域における周辺施設の整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善 2 歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備 <p>歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業</p> <p>(事業主体) 地方公共団体(都道府県に対しては都道府県の管理施設を対象とした場合に限る) 市町村を構成員に含む法定協議会 民間団体・個人(市町村を通じた間接補助)</p> <p>(補助率) ・ コア事業(総事業費の1/2以内) ・ 附帯事業(総事業費の1/3以内) 間接補助については、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内</p>	
<p>協働型地域づくり総合補助金 (県:地域づくり推進課)</p>	<p>少子高齢化の進行などに伴い活力の低下した地域の活性化を図るために、行政機関、産業団体、特定非営利活動法人、研究機関、地域づくり実践団体、住民などの多様な主体が協働して、魅力ある滞在空間の形成を通じて交流人口を増大することを旨とする事業を支援する。 (1/2以内)</p>	

e)観光

制 度	概 要	備 考
観光ルネサンス事業 (国土交通省)	<p>地域で観光振興に取り組む民間組織の事業に要する経費の一部を国が補助することにより、アイデアとやる気に満ちた民間による、国際競争力のある観光地づくりを促進する。</p> <p>補助率：補助対象経費の40%（上限）</p> <p>補助期間：原則2ヵ年度</p> <p>補助対象：市町村の認定を受けた民間組織（公益法人、NPO法人等）等</p>	
観光圏整備事業補助制度 (国土交通省)	<p>観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに地域の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、地方公共団体や関係団体・企業等をはじめとする幅広い関係者が連携し、「民間組織」の創意工夫を活かした取り組みについて支援する。</p> <p>(支援の流れ)</p> <p>[1] 観光関係団体、農林漁業団体、NPO等幅広い関係者からなる法定協議会の協議結果に基づき地方公共団体が「観光圏整備計画」を作成。</p> <p>[2] 同計画に沿って、観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を策定し、国土交通大臣の認定を受ける。</p> <p>[3] 認定を受けた「観光圏整備実施計画」に基づき実施する事業で、観光圏整備事業検討会(第三者委員会)の推薦を受けて国土交通省が採択し、以下の経費を補助支援。(補助対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊魅力向上事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光圏イベント開発事業費 ・ 観光圏商品企画開発・販売促進事業費 ・ 観光圏体験・交流・学習促進事業費 ・ 観光圏人材育成事業 ・ 観光圏交通整備事業 ・ 観光圏情報提供事業 ・ 観光圏モニタリング調査事業 ・ その他観光圏の整備に資する事業費 <p>(補助率)40%</p>	
景観・歴史的環境形成総合支援事業 (国土交通省)(再掲)	<p>良好な景観及び歴史的環境の形成を通じたまちづくりを推進するため、地域の景観上重要な建造物・樹木の保全活用や歴史的風致の形成上重要な建造物の復原・修理等を中心とした取組を総合的に支援する補助制度</p> <p>景観形成総合支援事業</p> <p>景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。</p> <p>(対象地域)</p> <p>景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む)の存する区域であって、かつ、次のいずれかの条件を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ・ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域の区域 ・ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「認定観光圏整備実施計画」の区域 <p>(対象事業)</p> <p>必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の修理、買取又は移設(必要な土地購入を含む) ・ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取(必要な土地購入を含む) <p>選択事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の外観修景 ・ 建築物、工作物等に係る景観の阻害要因の解消 ・ 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備 ・ 公共公益施設の高質化 ・ 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動 <p>(事業主体及び補助率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村(直接補助;事業費の1/3以内) ・ 都道府県(直接補助;事業費の1/3以内、自らの管理施設を対象とする場合に限る) ・ 景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人(間接補助;事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内) 	

(2) 良好な景観の形成に関連する財団の助成事業等

制 度	概 要	備 考
<p>緑化推進コミュニティ助成事業 (財団法人自治総合センター)</p>	<p>(財)自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源とし、広場、公園、児童遊園等のコミュニティ施設又はその周辺における植樹・植栽や主としてコミュニティ組織が行う緑地帯、花壇等の造成、フラワーポットの整備及び緑化の推進に要する苗木、種子の購入、用具等の整備等に助成を行う。 (助成金) 1件につき50万円ないし200万円</p>	
<p>環境保全促進助成事業 (財団法人自治総合センター)</p>	<p>モーターボート競走施行者協議会からの拠出金、地方自治振興基金の果実を財源にコミュニティ活動の一環として行われる環境学習・環境保全活動の推進を図るための事業に助成を行う。 (助成金) 1件につき100万円以内(県の場合は200万円以内)</p>	
<p>地域づくりアドバイザー事業 (地域活性化センター)</p>	<p>市町村等が、地域活性化を推進するため適切な助言を行う専門家等の受入に要する経費(報償費、交通費及び宿泊費)への助成 (助成)30万円上限 (補助対象)市区町村、広域連合、一部事務組合等</p>	
<p>地域イベント助成事業 (地域活性化センター)</p>	<p>コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントの助成 (助成)100万円上限(10/10) (補助対象)市区町村</p>	
<p>魅力ある商店街づくり助成事業 (地域活性化センター)</p>	<p>商店街のイメージアップ又は中心市街地の再活性化を目的としたハード事業への助成 (助成)2,000万円に消費税額等を加えた額を上限(10/10) (補助対象)市区町村</p>	
<p>活力ある地域づくり支援事業 (地域活性化センター)</p>	<p>(1) 広域連携推進助成事業 複数の市区町村が共同して、又は広域行政機構が主体となって地域の特性を生かして行う地域連携や交流を目的としたソフト事業への助成 (2) 活力ある商店街づくり助成事業 地域の特性を生かして自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業への助成 (3) 地域資源活用助成事業 地域に存在する自然・文化・歴史・産業・生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的としたソフト事業への助成 (助成)(1)~(3)500万円上限(1/2以内) (補助対象)市区町村、広域連合、一部事務組合等</p>	
<p>地域づくり団体等活動支援事業(地域活性化センター)</p>	<p>(1) 講師等派遣事業 都道府県協議会及び地域づくり団体が行う研修会、講習会等への講師招へいに係る謝金及び旅費に対して助成 (2) 地域づくり活動支援事業 地域づくり団体が行う地域づくり詩やホームページの作成等についてのアドバイザー招へいに係る謝金及び旅費に対して助成 (助成) 講師謝金:10万円を限度、旅費:10万円を限度 前年度に助成を受けている全国協議会登録団体及び登録後2ヶ月未満の団体については、助成対象外 (補助対象)全国協議会登録団体、県協議会</p>	

(3) 良好な景観の形成に関連する優遇措置

制 度	概 要	備 考
景観重要建造物及びその敷地について、評価額を適正な水準に評価 (相続税)	景観重要建造物については、その外観について現状変更の制限が課されることにより、用途や床面積など使用収益に制限が発生するため、相続税の評価においてその利用上の制限の程度に応じた適正な評価を行う。	
景観計画の区域内の土地等を景観整備機構等へ譲渡した場合の特別控除 (所得税、法人税)	景観重要公共施設に関する事業のために有効に利用できる土地等を、地方公共団体または景観整備機構へ譲渡した場合、当該譲渡所得について 1,500 万円の特別控除を適用する。	
登録有形文化財建造物の優遇措置	保存・活用に必要な修理等の設計監理費の 2 分の 1 を国が補助 相続財産評価額 (土地を含む) を 10 分の 3 控除 (国税庁通達) 家屋の固定資産税を 2 分の 1 に減税 (地方税法) 敷地の地価税を 2 分の 1 に減税 (地価税法施行令第 17 条第 3 項) 改修などの保存・活用に必要な資金を日本政策投資銀行より低利で融資	
歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの推進に係る特例措置 (所得税、法人税、個人住民税、事業税)	歴史的風致を維持・向上し、歴史・文化等を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路、駐車スペース及び地域のコミュニティーセンター等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人 () に譲渡する場合の特例措置 所得税・法人税等：1 5 0 0 万円特別控除 () 歴史的風致維持向上支援法人：市町村長の指定を受けて歴史的風致の維持及び向上によるまちづくり活動を行う公益法人、NPO 法人 (税制特例対象は公益法人のみ)	

(4) 良好な景観の形成に関する表彰制度

制 度	概 要	備 考
手づくり故郷（ふるさと）賞 （国土交通省）	「手づくり郷土賞」は昭和 6 1 年度に創設された国土交通大臣表彰であり、地域の魅力や個性を創出している、良好な社会資本及びそれと関わりをもつ優れた地域活動を一体の成果として発掘・評価し、「手づくり郷土賞」として表彰することにより、好事例を広く紹介し、個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組が進むことを目指し実施している。	平成 20 年度が第 23 回
都市景観大賞（美しいまちなみ賞） （財団法人都市づくりパブリックデザインセンター）	活力ある潤い豊かな美しいまちなみは、国民全体が目指すべきまちづくりの目標であり、地域の大切な資産になるものであると同時に、都市・地域再生の進展や観光交流の発展のために重要な要素となるものである。 都市景観大賞「美しいまちなみ賞」は、美しいまちなみを創り、育てるために、行政と民間が協力し、ハードとソフトの両面を含めた総合的な取り組みが行われている地区を全国から募集し、その中でも特に優れた地区について表彰を行い、広く国民に紹介していくことにより、より良い都市空間の形成を目指すものである。	・
美の里づくりコンクール （財団法人農村開発企画委員会）	国民共通の財産である良好な農村景観を形成するためには、持続的な農業生産活動はもとより、地域の自主的努力により農山漁村の美しい景観が保全・形成されている優れた活動事例を表彰するとともに、あわせてこれら優良事例の普及を図ることとしている。 （表彰団体） 農山漁村の美しい景観を生み出す活動や取組をしている団体（複数団体の共同も可）を表彰する。	
自然公園写真コンクール （財団法人国立公園協会）	当初は国立公園の優れた自然景観の写真によって表現し、紹介することを目的に、「国立公園写真コンクール」として昭和 26 年にスタートした。これまでに多くの写真愛好家の方々の協力によって、優秀な作品を送り出し、風景写真の新分野の開拓にも貢献してきた。平成 9 年には、国定公園も加え、51 回を契機に、平成 15 年からは都道府県立自然公園も対象に加え、名称も新たに「自然公園写真コンクール」となる。	
千葉県建築文化賞	優れた建築物を表彰することにより、建築文化・居住環境に対する県民の認識を高め、うるおいとやすらぎに満ちた快適な街づくりを進めて行くことを目的に実施。 （募集部門） ・ 地域の周辺環境に寄与し景観に配慮した建築物 平成 20 年度より、建築物群（街並み）とともに、継続した活動により景観が維持・向上した建築物（群）も応募対象 ・ ユニバーサルデザインの視点に立ちだれもが使いやすいように配慮した建築物 ・ エネルギーや資源の有効利用を図るなど環境に配慮した建築物	平成 20 年度は第 15 回 （年 1 回実施）
千葉県屋外広告物コンクール	屋外広告物美化キャンペーン実行委員会（千葉県・千葉市・船橋市・千葉県屋外広告美術協同組合）が主催し、県内に設置されている広告物について、周囲の景観や建物と調和しているものや意匠、色彩、素材などの表現方法が優れているものを表彰する。	毎年実施している「屋外広告物美化キャンペーン」において、2 年毎にコンクールを実施（平成 19 年度が第 12 回）

(5) 良好な景観形成に関連する主な法律・県条例

a) 土地利用

法制度	概 要	備 考										
国土形成計画法	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。</p>											
国土形成計画	<p>「国土形成計画」は、「国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画」であり、全国計画と広域地方計画から構成される。</p> <p>【計画事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地、水その他の国土資源の利用及び保全 2. 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。） 3. 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減 4. 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備 5. 産業の適正な立地 6. 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共用施設の利用、整備及び保全 7. 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備 8. 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成 	千葉県は「 首都圏広域地方計画区域 」（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県の1都7県）に区分されている。（平成18年7月、 国土形成計画法施行令 ）										
国土利用計画法	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まつて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。</p>											
国土利用計画	<p>「国土利用計画」は、総合的・計画的な土地利用を確保するための計画であり、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成される。</p>	平成20年7月22日、「千葉県国土利用計画（第4次）～国土のグランドデザイン～」を策定										
土地利用基本計画	<p>土地利用基本計画は、土地利用に関する諸計画（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの個別規制法に基づく諸計画）の調整機能を果たすとともに、これらの個別規制法を通じて、開発行為などの規制を行う基本としての役割を果たすものである。</p> <p>土地利用基本計画では、5つの地域（都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域）を定めている。</p> <p>【5地域区分の定義】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>都市地域</td> <td>一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域【都市計画法第5条の都市計画区域に相当】</td> </tr> <tr> <td>農業地域</td> <td>農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域【農振法第6条の農業振興地域に相当】</td> </tr> <tr> <td>森林地域</td> <td>森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域【森林法の国有林、県有林、保安林、地域森林計画対象民有林に相当】</td> </tr> <tr> <td>自然公園地域</td> <td>優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域【自然公園法などの国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当】</td> </tr> <tr> <td>自然保全地域</td> <td>良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要があるものとする。【自然環境保全法の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県条例の自然環境保全地域に相当】</td> </tr> </tbody> </table>	都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域【都市計画法第5条の 都市計画区域 に相当】	農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域【農振法第6条の 農業振興地域 に相当】	森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域【森林法の 国有林、県有林、保安林、地域森林計画対象民有林 に相当】	自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域【自然公園法などの 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園 に相当】	自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要があるものとする。【自然環境保全法の 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県条例の自然環境保全地域 に相当】	平成9年12月に、第3次の千葉県土地利用基本計画を策定
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域【都市計画法第5条の 都市計画区域 に相当】											
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域【農振法第6条の 農業振興地域 に相当】											
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域【森林法の 国有林、県有林、保安林、地域森林計画対象民有林 に相当】											
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域【自然公園法などの 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園 に相当】											
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要があるものとする。【自然環境保全法の 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県条例の自然環境保全地域 に相当】											

b) 自然・環境

法制度	概 要	備 考															
<p>自然公園法</p> <p>国立公園・国定公園・県立自然公園</p>	<p>自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。(第1条)</p> <p>自然公園は、国立公園(環境大臣指定・環境省管理)、国定公園(環境大臣指定・県管理)、県立自然公園(県知事指定・県管理)に分類される。</p> <p>さらに、特別保護地区、海中公園地区、特別地域(第1種～第3種)、普通地域に分類され、行為の規制が行われている。</p> <table border="1" data-bbox="384 443 1182 1055"> <tr> <td data-bbox="384 443 560 510">特別保護地区</td> <td data-bbox="560 443 1102 510">公園の中でも特に優れた自然景観又は原始状態をとどめている地域であり、各公園の景観の核心地域。</td> <td data-bbox="1102 443 1182 1055" rowspan="4">許可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 510 560 544">海中公園地区</td> <td data-bbox="560 510 1102 544">我が国周辺の海域で海中景観のすぐれた地域。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 544 459 925" rowspan="3">特別地域</td> <td data-bbox="459 544 560 645">第1種特別地域</td> <td data-bbox="560 544 1102 645">特別地域のうち風致を維持する必要性が最も高い地域であって現在の景観を極力保護することが必要な地域。最も規制が強く原則として開発行為はできない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 645 560 768">第2種特別地域</td> <td data-bbox="560 645 1102 768">第1種及び3種以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図る必要がある地域。産業開発、そのほかの行為について風致景観維持上必要がある場合、制限を加える。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 768 560 925">第3種特別地域</td> <td data-bbox="560 768 1102 925">特別地域のうち風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。特に風致景観に重要な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 925 560 1055">普通地域</td> <td data-bbox="560 925 1102 1055">公園区域のうち、特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定されていない地域であって、自然景観が特別地域等と一体をなす地域など。特に風景に大きな影響を及ぼすおそれのある一定の行為について制限。</td> <td data-bbox="1102 925 1182 1055">届出</td> </tr> </table> <p>【特別地域：許可を要する行為】</p> <p>(1) 工作物の新築、改築又は増築 建築物の新築、改築又は増築 分譲地等の造成を目的とした道路、上下水道施設の新築、改築又は増築 屋外運動施設の新築、改築又は増築 その他工作物(ダム、橋、鉄塔等人為的労作によって築造される施設)の新築、改築又は増築</p> <p>(2) 木竹の伐採 (3) 鉱物の採掘又は土石の採取 (4) 土地の形状変更 (5) 広告物等の掲出、設置又は表示 (6) 水面の埋立又は干拓 (7) 屋根、壁面又は橋等工作物の色彩変更 (8) 乗入れ規制地域内への車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 (9) 物(土石、廃棄物、再生資源、再生部品)の集積</p> <p>【普通地域：届出を要する行為】</p> <p>(1) 工作物の新築、改築又は増築 (2) 広告物等の掲出、設置又は表示 (3) 水面の埋立又は干拓 (4) 鉱物の採掘又は土石の採取 (5) 土地の形状変更</p> <p>【景観計画と自然公園法の許可の基準について】</p> <p>景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部が重複する場合に、自然公園法に基づく自然景観の保護の措置と併せ、景観法に基づく良好な景観の形成促進のための措置が相互に連携、調整を図りつつ一体的に行われるよう、国立・国定公園の特別地域等で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成のために必要な上乘せの許可基準を定めることができる。</p>	特別保護地区	公園の中でも特に優れた自然景観又は原始状態をとどめている地域であり、各公園の景観の核心地域。	許可	海中公園地区	我が国周辺の海域で海中景観のすぐれた地域。	特別地域	第1種特別地域	特別地域のうち風致を維持する必要性が最も高い地域であって現在の景観を極力保護することが必要な地域。最も規制が強く原則として開発行為はできない。	第2種特別地域	第1種及び3種以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図る必要がある地域。産業開発、そのほかの行為について風致景観維持上必要がある場合、制限を加える。	第3種特別地域	特別地域のうち風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。特に風致景観に重要な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制する。	普通地域	公園区域のうち、特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定されていない地域であって、自然景観が特別地域等と一体をなす地域など。特に風景に大きな影響を及ぼすおそれのある一定の行為について制限。	届出	<p>本県では、2つの国定公園と8つの県立自然公園が指定されている。</p> <p>(国定公園) 南房総国定公園、水郷筑波国定公園</p> <p>(県立自然公園) 県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立九十九里自然公園、県立印旛手賀自然公園、県立高宕山自然公園、県立嶺岡山系自然公園、県立富山自然公園、県立大利根自然公園、県立笠森鶴舞自然公園</p>
特別保護地区	公園の中でも特に優れた自然景観又は原始状態をとどめている地域であり、各公園の景観の核心地域。	許可															
海中公園地区	我が国周辺の海域で海中景観のすぐれた地域。																
特別地域	第1種特別地域		特別地域のうち風致を維持する必要性が最も高い地域であって現在の景観を極力保護することが必要な地域。最も規制が強く原則として開発行為はできない。														
	第2種特別地域		第1種及び3種以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図る必要がある地域。産業開発、そのほかの行為について風致景観維持上必要がある場合、制限を加える。														
	第3種特別地域	特別地域のうち風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。特に風致景観に重要な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制する。															
普通地域	公園区域のうち、特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定されていない地域であって、自然景観が特別地域等と一体をなす地域など。特に風景に大きな影響を及ぼすおそれのある一定の行為について制限。	届出															

法制度		概 要	備 考
自然再生 推進法		<p>自然再生推進法は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としている。(第1条)</p>	
環境影響 評価法		<p>(目的) この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。(第1条)</p> <p>【環境影響評価とは】 環境影響評価(環境アセスメント)は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みである。</p> <p>【環境影響評価制度の体系】 環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されている。千葉県環境影響評価条例では、環境影響評価法の対象とならない種類・規模の事業に関する環境影響評価手続を定めるほか、公聴会の開催など、環境影響評価法の手続に付加する手続を定めている。</p>	
自然環境 保全法		<p>この法律は、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まつて、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。(第1条)</p> <p>自然環境保全基本方針の策定 原生自然環境保全地域の指定と保全 自然環境保全地域の指定と保全 都道府県自然環境保全地域の指定と保全</p>	

条 例		概 要	備 考																																																		
千葉県自然環境保全条例	自然環境保全基本方針	<p>自然環境を保全するための基本方針</p> <p>【定める事項】</p> <p>一 自然環境の保全に関する基本構想</p> <p>二 自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、前号に掲げる地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律及び条例に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要事項</p>																																																			
	自然環境保全地域	<p>知事は、次のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。</p> <p>一 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が10ha以上のもの</p> <p>二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域でその面積が1ha以上のもの</p> <p>三 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が1ha以上のもの</p> <p>四 植物の自生地、野生動物の生息地、植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域で、その区域における自然環境が前三号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が1ha以上のもの</p> <p>さらに、自然環境保全地域内において、特別地区を指定することができる。</p>	<p>自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為などを規制しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自然環境保全地域</th> <th rowspan="2">郷土環境保全地域</th> <th rowspan="2">緑地環境保全地域</th> </tr> <tr> <th>特別地区</th> <th>普通地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物の新・改・増築</td> <td>許可</td> <td>届出</td> <td>届出</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>宅地の造成</td> <td>許可</td> <td>届出</td> <td>届出</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>鉱物の採掘・土石の採取</td> <td>許可</td> <td>届出</td> <td>届出</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>水面の埋立又は干拓</td> <td>許可</td> <td>届出</td> <td>届出</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>河川・湖沼の水位、水量に増減を及ぼすこと</td> <td>許可</td> <td>届出</td> <td>届出</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td>木竹の伐採</td> <td>許可</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>指定湖沼及びこれら周辺1km区域内での排水設備からの排水</td> <td>許可</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>郷土記念物の現状変更</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>届出</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定状況)</p> <p>自然環境保全地域 9地域 1773.75ha 郷土環境保全地域 18地域 105.31ha 緑地環境保全地域 1地域 77.30ha 合計 28地域 1956.36ha</p>					自然環境保全地域		郷土環境保全地域	緑地環境保全地域	特別地区	普通地区	工作物の新・改・増築	許可	届出	届出	届出	宅地の造成	許可	届出	届出	届出	鉱物の採掘・土石の採取	許可	届出	届出	届出	水面の埋立又は干拓	許可	届出	届出	届出	河川・湖沼の水位、水量に増減を及ぼすこと	許可	届出	届出	届出	木竹の伐採	許可	-	-	-	指定湖沼及びこれら周辺1km区域内での排水設備からの排水	許可	-	-	-	郷土記念物の現状変更	-	-	届出	-
		自然環境保全地域		郷土環境保全地域	緑地環境保全地域																																																
		特別地区	普通地区																																																		
工作物の新・改・増築	許可	届出	届出	届出																																																	
宅地の造成	許可	届出	届出	届出																																																	
鉱物の採掘・土石の採取	許可	届出	届出	届出																																																	
水面の埋立又は干拓	許可	届出	届出	届出																																																	
河川・湖沼の水位、水量に増減を及ぼすこと	許可	届出	届出	届出																																																	
木竹の伐採	許可	-	-	-																																																	
指定湖沼及びこれら周辺1km区域内での排水設備からの排水	許可	-	-	-																																																	
郷土記念物の現状変更	-	-	届出	-																																																	
郷土環境保全地域	<p>知事は、歴史的若しくは郷土的に特色のある遺跡若しくは建築物その他の工作物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木その他の植物若しくは岩石若しくは洞穴、滝その他の地形、地質若しくは自然の現象（以下「郷土記念物」という。）と一体となった自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを郷土環境保全地域として指定することができる。</p>																																																				
緑地環境保全地域	<p>知事は、地域住民の健全な心身の保持若しくは増進に、又は公害若しくは災害の防止その他生活環境の維持にその効果が著しいと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺地その他の区域であってその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを緑地環境保全地域として指定することができる。</p>																																																				
自然環境保全協定	<p>県では、昭和49年に「千葉県自然環境保全条例に基づく保全協定実施要綱」を定め、事業者と県、市町村の三者による自然環境保全協定制度をスタートさせた。自然環境の保全のために必要がある場合に、1ha以上の宅地・ゴルフ場等の造成に際し、自然環境の改変を最小限にとどめるため、事業者と自然の保存、植生の回復及び緑化率等を内容とした「自然環境保全協定」を締結し、自然環境の保全を図り、良好な自然環境を維持することに努めている。</p>																																																				
緑化協定	<p>知事は、公害又は災害の防止その他生活環境を維持するために必要があると認めるときは、下記の面積以上の土地を所有し、又は管理する者との間において、その所有し、又は管理する土地の緑化に関する協定を締結することができる。</p> <p>一 工場用地 1ヘクタール</p> <p>二 住宅用地 10ヘクタール</p> <p>三 その他の土地 1ヘクタール</p>	<p>昭和49年以降、800を超える企業と地元市町村及び県との三者による緑化協定を締結し、各企業が工場立地法の基準を上回る工場緑化に努めた結果、1,200ha余りの樹林を造成してきた。</p>																																																			

条 例		概 要	備 考
千葉県立自然公園条例		この条例は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）に基づき、千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の指定、保護、利用等に関し、必要な事項を定めることにより、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。（第1条）	自然公園法参照
千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱		<p>自然公園特別地域内の大規模開発行為が自然環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、必要な指導を行うことにより、自然環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>事業者は一定規模以上の開発行為（ ）を実施しようとするときは、事業区域内の植生・動物相や景観等に及ぼす影響等を調査し、「環境等調査書」を報告しなければならない。また、その調査書作成に当たり、事業者は調査手法等に関する事前協議を行い、知事は専門委員会の意見を聴き、必要な指導を行う。</p> <p>一定規模以上の開発行為（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発面積が1ヘクタール以上である場合 ・ 延長2km以上若しくは幅員が10m以上の道路の新築 	
千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱		<p>この要綱は、自然公園及び自然環境保全地域におけるいわゆるリゾートマンション等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、事前に必要な指導等を行うことにより良好な環境の保全を図ることを目的とする。（第1条）</p> <p>事業者は、自然公園及び自然環境保全地域において建設事業（ ）を実施しようとするときは、事前協議をしなければならない。（「自然公園等における建築物等対策協議会」の審査）</p> <p>また、「景観等影響評価準備書」の作成や縦覧、「景観等影響評価書」の作成や縦覧等を規定している。</p> <p>建設事業 以下の工作物の新築又は増築</p> <p>イ 集合住宅、ホテル、ペンション、保養所、病院、倉庫、店舗その他の建築物であつて、専ら個人が自己の日常生活の用に供するための住宅（集合住宅を除く。以下「個人専用住宅」という。）及び個人専用住宅と用途上不可分の関係にある建築物以外のもの</p> <p>ロ 鉄柱、鉄塔、風力発電施設その他これらに類する高さのある工作物</p>	
千葉県環境基本条例	千葉県環境基本計画	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	平成20年3月に改定
	環境の保全に関する協定	県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。（千葉県自然環境保全条例の上位条例）	
千葉県環境影響評価条例		この条例では、環境影響評価法の対象とならない種類・規模の事業に関する環境影響評価手続を定めるほか、公聴会の開催など、環境影響評価法の手続に付加する手続を定めている。（環境影響評価法参照）	
千葉県計画段階環境影響評価実施要綱		県が策定する一定規模以上の計画を対象に、環境影響評価手続を定めている。	

c) 農地・森林

法制度	概 要	備 考
農地法	<p>農地法とは、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的としている。(第1条)</p> <p>【権利移動及び転用の制限】</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動の制限(第3条)</p> <p>農地又は採草牧草地を売買して所有権を移転したり、地上権や永小作権、賃借権などの使用収益を目的とする権利を設定・移転する場合は、原則として農業委員会又は県知事の許可が必要。</p> <p>農地の転用の制限(第4条)</p> <p>農地を農地以外のものにする者に転用する場合は、原則として都道府県知事(転用する農地が4haを超える場合は農林水産大臣)の許可が必要となる。</p> <p>農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限(第5条)</p> <p>農地を農地以外に転用するため、又は採草牧草地を採草牧草地以外に転用するため、所有権を移転したり、地上権や永小作権、賃借権等の権利を設定・移転する場合は、原則として都道府県知事(転用する農地が4haを超える場合は農林水産大臣)の許可が必要となる。</p> <p>【農地法の特例について(景観法第57条)】</p> <p>農地法では、農地の権利取得を認める法人について、主たる事業が農業である等の要件を満たす農業生産法人等に限定しているが、法第56条第2項の勧告に従い、その勧告に係る農地又は牧草地について景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権の設定しようとするときは、農地法の規定にかかわらず可能としている。</p> <p>景観整備機構に指定された公益法人やNPOは、景観形成に資する作物の育成等が可能</p>	
農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	<p>農用地区域内における開発行為の制限</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律(農振法)は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域についてその地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。(第1条)</p> <p>都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定め、その基本方針に基づき、農業振興地域を指定する。さらに、農業振興地域区域内の市町村は、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分等を定めた「農業振興地域整備計画」を定めることとなっている。(第8条)</p> <p>【土地利用についての勧告】</p> <p>市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。(第14条)</p> <p>【農用地区域内における開発行為の制限】</p> <p>農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築)をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。(第15条の2)</p>	

法制度	概 要	備 考
食料・農業・農村基本法	<p>この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。(第1条)</p> <p>【基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料の安定供給の確保(第2条) (略) 2 多面的機能の発揮(第3条) 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。 3 農業の持続的な発展(第4条) 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 4 農村の振興(第5条) 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。 	
食料・農業・農村基本計画	<p>政府が、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、概ね5年ごとに、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、見直すこととなっている。</p>	
土地改良法	<p>農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>事業の施行に当たっては、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資する。</p>	

法制度	概 要	備 考
森林法	森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。(第1条)	
森林計画制度	森林計画は、森林の整備及び保全の目標、伐採・造林・間伐等施業の基準、土地の保全や保安施設などを定めた計画で、国がたてる全国森林計画、県がたてる地域森林計画、市町村がたてる市町村森林整備計画、森林所有者がたてる森林施業計画がある。	千葉県森林計画 千葉北部地域森林計画 千葉南部地域森林計画
林地開発許可制度	地域森林計画の対象となっている民有林において、国が定める規模(1ヘクタール)を超える開発行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならない。 【許可基準】 土砂流出等の災害、水害、水の確保への著しい支障、環境の著しい悪化のおそれがないこと。	
保安林制度	農林水産大臣又は知事は、水源のかん養、災害防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的達成に必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。 【指定施業要件】 保安林には、立木伐採の限度、伐採後の植栽方法等が定められる。 【行為制限及び許可基準】 ・保安林における立木伐採、開発行為は、原則として知事の許可を受けなければならない。 ・立木伐採は、指定施業要件に適合するものであること。 ・開発行為は、保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすものではないこと。	
山村振興法	山村の担っている国土・自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図る。	
山村振興基本方針	振興山村の当面する諸問題に適切に対処しつつ、山村振興対策の実施により、山村がその役割を十分に果たすために、山村振興法第7条の2に基づいて策定	対象地域 大多喜町(老川、西畑地区)

条 例	概 要	備 考
千葉県里山条例	この条例は、里山の保全、整備及び活用について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、里山活動団体及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、里山の保全、整備及び活用を促進するため必要な支援等を行うことにより、里山の有する環境の保全、災害の防止、良好な景観の形成、余暇及び教育に係る活動の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能が持続的に發揮されるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保並びに活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。(第1条)	
里山基本計画	条例第9条に基づき、県民、里山活動団体、土地所有者、企業及び行政が取り組む21世紀の県内の里山づくりの基本的な方針と施策の方向を明らかにするための基本的な計画	
里山活動協定	里山活動団体が、積極的かつ主体的な里山の保全、整備及び活用に係る活動を行おうとする場合は、当該活動を行おうとする土地の区域における土地所有者等と、里山の保全、整備及び活用に係る活動に関する協定(以下「里山活動協定」という。)を締結し、当該里山活動協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。	平成20年3月31日現在で、87件の里山活動協定が認定されている。

d) 商工・観光

法制度	概要	備考
大規模小売店舗立地法	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(法4条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針) (街並みづくり等への配慮等)</p> <p>大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない。特に、当該地域が景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力を行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。</p>	
観光立国推進基本法	<p>(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)</p> <p>第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(観光地における環境及び良好な景観の保全)</p> <p>第二十四条 国は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及及び理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>観光立国推進基本計画</p> <p>観光立国推進基本法に基づき、基本的な方針、目標、施策群等をまとめている。</p> <p>(抜粋)</p> <p>2. 「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標</p> <p>国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に関しては、良好な景観の形成や各種の観光資源の保護・活用、関係者の連携による魅力ある観光地づくりへの取組や魅力の発信、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備等を推進し、日本人の国内旅行や外国人の訪日旅行を促進する必要がある。</p> <p>国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組を奨励するとともに、他の参考となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。</p> <p>良好な景観の形成について、景観法に基づき、市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定等を推進し、社会資本整備重点計画に目標が掲げられた場合、それを達成する。また、重要文化的景観の保全に関する活動を奨励する。さらに、道路の無電柱化率を平成19年度までに15%に高めることを目標とし、電線類の地中化等を進める。</p> <p>5. 「観光旅行の促進のための環境の整備」に関する目標</p> <p>屋外広告物法の活用により各地方公共団体による違反広告物の一斉パトロール等違反広告物の是正対策を促進する。</p>	
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	<p>観光地が広域的に連携した「観光圏」の整備を行うことで、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指す。国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進することで、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による地域の発展を図る。</p>	

条 例	概 要	備 考
千葉県観光立県の推進に関する条例	<p>(基本理念)</p> <p>第3条</p> <p>5 観光立県の実現に向けた取組は、地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、継続してこれらと調和を図ることが地域の魅力を増進させるという認識の下に行われなければならない。</p> <p>(観光立県の実現のための基盤整備等)</p> <p>第11条 県は、道路、鉄道、港湾その他の観光の基盤となる交通施設(以下「交通施設」という。)及び宿泊施設、来訪者との交流のための施設、案内施設その他の観光づくり地域活動に資する施設(以下「観光関連施設」という。)の整備並びに観光に関する情報の提供等に関する機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、地域の生活環境、自然環境及び景観の維持並びにこれらとの調和に配慮しなければならない。</p>	
千葉県観光立県推進基本計画	<p>条例第9条に基づき、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画</p>	

e) 海岸・河川

法制度	概 要	備 考
海岸法 海岸保全基本計画	<p>(目的) この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。(第1条)</p> <p>国が定めた海岸保全基本方針に基づき、自然的特性や社会的特性を踏まえた沿岸の長期的な在り方と海岸の防護・環境・利用に関する取組み、および海岸保全施設の整備についての基本的な事項を定めるものである。</p>	 千葉県状況 千葉東沿岸 (H15.8) 東京湾沿岸 (H16.8)
河川法 河川整備基本方針 河川整備計画	<p>(目的) この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(第1条)</p> <p>河川管理者が、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持について定める基本となる方針であり、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定める。 策定にあたっては、河川管理者が社会資本整備審議会(一級水系)または都道府県河川審議会(二級水系で設置されている場合)の意見を聴いて定める。</p> <p>河川管理者が、河川整備基本方針に沿って定める具体的な整備の計画。 策定にあたっては、河川管理者が流域懇談会等を設置し、学識者、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める。</p>	 千葉県状況 平久里川水系 (H14.7) 作田川水系 (H16.11) 千葉県状況 平久里川水系 (H18.1) 江戸川左岸圏域 (H18.12) 香取・銚子圏域 (H18.12) 作田川水系 (H19.2) 印旛沼・手賀沼・根木名川圏域 (H19.7)

f) 都市計画・建築・住宅

法制度		概 要	備 考
都市計画法	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	<p>都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、まちづくりの基本理念や、人口、産業などについて都市計画で実現しようとする目標など、今後 10 年間の都市計画の基本的な方向を示すもの。</p> <p>都市計画区域マスタープランには、広域的な見地から、主に次のようなものを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都市計画の目標(都市づくりの基本理念など) 2) 区域区分の方針(市街化区域と市街化調整区域の決定の有無及びその方針) 3) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 5) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 6) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 	千葉県状況(H20.3.31現在) 線引き都市計画区域22区域 非線引き都市計画区域32区域
	用途地域	基本的な土地利用規制であり、各地域の良好な都市形成を目的として、それぞれの地域に見合った建築物の用途、容積形態等の制限を行う。建物の用途により12種類の用途地域が定められている。	千葉県状況(H20.3.31現在) 83,831ha (線引き 70,570ha、非線引き 13,261ha)
	特別用途地区	地域の特性に応じた土地利用を図るため、用途地域の指定のあるところに重ねて指定されるものであり、目的に応じ、県又は市町村の条例により、用途地域による建物の用途制限の追加又は緩和が行われる。	千葉県状況(H20.3.31現在) 特別工業地区 市原市(260ha) 木更津市(19ha)、九十九里町(273ha) 勝浦市(28ha) 娯楽・レクリエーション地区 九十九里町(16ha) 新港経済振興地区 千葉市(151ha) 鉄鋼通り・港・千鳥地区工業振興地区 浦安市(272ha)
	高度地区	用途地域内で建築物の最低の高さを定めて土地の有効活用を図ろうとする「最低限の高さを定める高度地区」と、建築物の最高の高さを定めて隣地の日照等への考慮や都市景観の維持等を図ろうとする「最高限の高さを定める高度地区」がある。	千葉県状況(H20.3.31現在) 26,344ha
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域	千葉県状況(H20.3.31現在) 鴨川市 リゾート産業地区(47.8ha) 幹線道路沿道地区(18.5ha)
	地区計画	地域の特性に応じた土地利用を図る手段として、主に用途地域が定められている区域の建築物等の用途を制限または緩和する制度である。 地区計画を策定する際、市町村の条例により、地元住民等の意見を求め、その意向を十分反映しつつ定める点に、地区計画の大きな特徴がある。	千葉県状況(H20.3.31現在) 地区計画 283 地区 8,235ha 地区整備計画 277 地区 7,712ha
	風致地区	都市内の樹林地、水田地等の良好な自然的環境を形成している土地(水面も含む)の景観を維持することにより、都市住民の良好な生活環境を確保すること及び風致の維持を目的に都市計画として定める。	千葉県状況(H20.3.31現在) 市川市(5地区769ha) 船橋市(4地区508.3ha) 銚子市(5地区424.4ha) 香取市(2地区601ha)

法制度	概要	備考																			
都市計画法	<p>開発行為等の規制</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地形成と無秩序な市街化の防止を目的とする。</p> <p>開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物()の建設を目的とした土地の区画形質の変更)を行おうとする者は、あらかじめ知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>特定工作物：第1種特定工作物 ... コンクリートプラント、危険物 等 第2種特定工作物 ... 1 ha 以上の運動・レジャー施設、墓園 等</p> <p>【規制規模】</p> <p>都市計画法の規定により下表のとおり定められているとともに、市街化の進捗状況に応じた規制規模を条例により別途定めている。</p> <p>なお、市街化調整区域は原則として開発を抑制すべき区域であり、例外的に許可する場合は、一定の要件を満たしていることが必要となる。</p> <table border="1" data-bbox="400 624 1417 927"> <tr> <td rowspan="2">都市計画区域</td> <td>線引き都市計画区域</td> <td>市街化区域</td> <td>1,000 m² (三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等は500 m²) 以上 開発許可権者が条例で 300 m²まで引き下げ可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市街化調整区域</td> <td>原則として全ての開発行為</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非線引き都市計画区域</td> <td></td> <td>3,000 m²以上 開発許可権者が条例で 300 m²まで引き下げ可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">準都市計画区域</td> <td></td> <td>3,000 m²以上 開発許可権者が条例で 300 m²まで引き下げ可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都市計画区域及び準都市計画区域外</td> <td></td> <td>1 ha 以上</td> </tr> </table> <p>【景観行政団体による開発許可基準の制定について】</p> <p>景観行政団体は、景観計画区域内において、都市計画法施行令で定める基準()に従い、景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。(都市計画法第33条第5項)</p> <p>なお、指定都市・中核市・特例市・事務処理市町村以外の市町村は、当該条例を定めようとするときは、あらかじめ、知事と協議し、その同意を得る必要がある。(都市計画法第33条第6項)</p> <p>都市計画法施行令で定める基準</p> <p>ア 切土又は盛土によって生じる法の高さの最高限度：1.5m 超の範囲内 イ 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限：300 m²以下の範囲内 ウ 木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度：開発区域の面積に対する割合が60%以下の範囲内</p> <p>*ア～ウのいずれも、区域・予定建築物の用途等を限り定める必要がある。</p>	都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² (三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等は500 m ²) 以上 開発許可権者が条例で 300 m ² まで引き下げ可		市街化調整区域	原則として全ての開発行為		非線引き都市計画区域		3,000 m ² 以上 開発許可権者が条例で 300 m ² まで引き下げ可	準都市計画区域			3,000 m ² 以上 開発許可権者が条例で 300 m ² まで引き下げ可	都市計画区域及び準都市計画区域外			1 ha 以上	
都市計画区域	線引き都市計画区域		市街化区域	1,000 m ² (三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等は500 m ²) 以上 開発許可権者が条例で 300 m ² まで引き下げ可																	
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為																		
	非線引き都市計画区域		3,000 m ² 以上 開発許可権者が条例で 300 m ² まで引き下げ可																		
準都市計画区域			3,000 m ² 以上 開発許可権者が条例で 300 m ² まで引き下げ可																		
都市計画区域及び準都市計画区域外			1 ha 以上																		

法制度		概要	備考
建築基準法	総合設計制度	500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地(公開空地)を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。	
	建築協定	<p>建築における最低基準を全国一律的に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させるため、住宅地としての環境、商店街としての利便を高度に維持増進させることなどを目的に、建築基準法で規定された準立法制度である。</p> <p>【決定権者】 土地の所有者等が作成した建築協定書を特定行政庁が認可する。</p> <p>【建築協定に定める事項】 建築物に関する基準、協定の有効期間、協定違反があった場合の措置等を定める。</p>	あくまで民法上の民間協定であり、建築確認の審査対象とはならず、協定締結者自らがチェックする制度である。 私法上の契約であるので、公報的な効力はなく、建築協定に定められた建築基準は、建築確認の対象とならず、協定違反を理由に行政が是正命令を出すことはできない。
住生活基本法		<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【基本理念】 (良好な居住環境の形成)</p> <p>第四条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>【基本的施策】 (地域における居住環境の維持及び向上)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	
	住生活基本計画	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、国が定める全国計画と都道府県が定める都道府県計画がある。	千葉県 千葉県住生活基本計画(H19.3) (計画期間) 平成18年度～平成27年度

条例	概要	備考
宅地開発事業の基準に関する条例	<p>開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに健全な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>都市計画区域以外の地域において、0.5ha(市町村により0.1ha又は0.3ha)以上1ha未満の一団の土地に係る宅地開発事業(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行うときは、あらかじめ、工事の設計が条例に規定する基準に適合するものであることについて、知事等の確認を受けなければならない。</p>	

g) 緑地

法制度	概要	備考
都市緑地法	<p>緑の基本計画</p> <p>市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画である。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。(第4条)</p>	
	<p>緑地保全地域</p> <p>里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度</p> <p>【指定要件】(次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ・ 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの <p>【指定主体】</p> <p>都市計画法における地域地区として都道府県が計画決定し、「緑地保全計画」を策定する</p> <p>【行為の規制】</p> <p>緑地保全地域で次の行為を行う場合に、都道府県知事への届出が必要であり、原則届出後30日は行為の着手が不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採 ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など 	<p>【指定のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減できる ・ 市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる <p>千葉県では実績なし</p>
	<p>特別緑地保全地区</p> <p>都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度</p> <p>【指定要件】(次のいずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ・ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> 風致又は景観が優れているもの 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの <p>【指定主体】</p> <p>都市計画法の地域地区として、10ha以上は都道府県が、10ha未満は市町村が計画決定</p> <p>【行為の制限】</p> <p>次の行為を行う場合に、都道府県知事の許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採 ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など 	<p>【土地の買入れ】</p> <p>土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、土地を買入れる旨申し出ることが可能。この場合、都道府県、市町村あるいは緑地管理機構がその土地を買入れる。</p> <p>【指定のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる(相続税は、山林及び原野について8割の評価減、固定資産税は最大1/2まで減免) ・ 土地の買入れを申し出ることができ、譲渡所得には2,000万円の控除が適用 ・ 管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減できる ・ 市民緑地制度を併用することにより、地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる <p>県内では、千葉市(8地区)、市川市(3地区)、我孫子市(1地区)、佐倉市(1地区)、柏市(1地区)、流山市(1地区)、松戸市(1地区)の合計16地区、28.5haが指定されている。</p>

法制度		概要	備考
都市緑地法	緑化地域	<p>緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度</p> <p>【指定要件】</p> <p>用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域</p> <p>【指定主体】</p> <p>都市計画法に基づく地域地区として市町村が計画決定を行う</p> <p>【義務付けの対象】</p> <p>敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300 m²まで引き下げ可能 増築の場合は、従前の床面積の 2 割以上の増築を行うものが対象 	
	緑地協定	<p>都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度</p> <p>都市計画区域内における相当規模の一団の土地または道路河川等に隣接する相当の区間にわたる土地を対象とし、土地の区域、保全または植栽する樹木の種類や場所、有効期間、違反した場合の措置などを定め、市町村長の認可を受ける。</p>	
	管理協定制度	<p>特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体又は緑地管理機構は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は近郊緑地保全区域内の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの特別緑地保全地区等の緑地の管理を行うことができる。 締結する管理協定の内容は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 管理協定の目的となる土地の区域 管理協定区域内の緑地の管理に関する事項 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（必要な場合） 管理協定の有効期間（5 年以上、20 年以下） 管理協定に違反した場合の措置 この協定を締結し、公告が行われた後には、この協定は、その後の管理協定区域内の土地の所有者等になった方に対しても効力を持つ。 	<p>【締結のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減 特別緑地保全地区においては、相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、さらに 2 割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる 緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。
	市民緑地制度	<p>土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる緑地が提供される。</p>	<p>土地所有者には、相続税の評価減等のメリットがある。</p>
	地区計画等緑地保全条例	<p>市町村は、地区計画等の区域において、条例で、当該区域内における行為（建築物の建築等）について、市町村長の許可を受けなければならないとすることができる。</p>	
	地区計画等緑化率条例	<p>市町村は、地区計画等の区域内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。</p>	
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	<p>大都市圏における無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的に国土交通大臣により指定されるもので、指定された緑地の管理（行為規制、土地の買い上げ等）は都道府県（一部は市町村）が行う。</p> <p>また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が、特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。</p>	<p>千葉県の状況（H20.3.31 現在）</p> <p>千葉県（1 地区 734ha）（内 61.3ha 特別地区）</p> <p>市川市（1 地区 83ha）（内 83ha は特別地区）</p> <p>君津市（1 地区 635ha）</p> <p>野田市（1 地区 862ha）</p> <p>合計 2314ha（内特別保全地区 144.3ha）</p>

法制度		概 要	備 考
生産緑地法	生産緑地地区	<p>市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度（生産緑地地区制度）に沿って管轄自治体より指定された区域のことで、都市計画上、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域地区のひとつである。</p> <p>受けられる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地であることを示す標識が設置される。 ・ 固定資産税が一般農地並みの課税となる。 ・ 相続税の納税猶予の特例などが設けられている。 ・ 農地等として維持するための助言や、土地交換のあっせんなどを自治体より受けることができる。 ・ 地区指定から30年経過した場合又は死亡や身体障害等により農業等の継続が困難になった場合には、自治体等に時価で買い取るよう申し出ることができる。自治体等から買い取らない旨の通知があり、かつ、農業委員会への斡旋も不調の場合には、当該生産緑地における建築等の制限が解除される。 <p>制限される行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該土地の所有者または管理者等に、農地としての維持管理を求められる。 ・ 農地以外としての転用・転売はできない（農地としての転売については農地法による手続きにより可能）。 ・ 宅地造成、建築物等の新築・増改築などできない（農業用ビニールハウスなどは、自治体首長の許可により建設可能）。 ・ 土石の採取、水面の埋め立て、干拓などが制限される。 ・ 上記に違反した場合、原状回復命令が出されることがある。 	千葉県の場合（H20.3末現在） 23市 4,484地区 1,291.81ha
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律		<p>市町村長は、都市計画区域内において美観風致を維持するため必要があると認めるときは、以下の基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。</p> <p>一 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。</p> <p>イ 一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートル以上であること。</p> <p>ロ 高さが十五メートル以上であること。</p> <p>ハ 株立ちした樹木で、高さが三メートル以上であること。</p> <p>ニ 攀登性樹木で、枝葉の面積が三十平方メートル以上であること。</p> <p>二 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。</p> <p>イ その集団の存する土地の面積が五百平方メートル以上であること。</p> <p>ロ いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが三十メートル以上であること。</p>	<p>千葉市 1箇所 5,990㎡</p> <p>市川市 保存樹 10本、保存樹林 5箇所 21,791㎡</p> <p>このほか、16市で各市の条例により、保存樹 2,354本、保存樹林 1,448箇所 6,061,657㎡が指定されている。</p>

条 例	概 要	備 考
千葉県風致地区条例	<p>風致地区（面積が十ヘクタール以上のものに限る。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事（船橋市の区域内にあっては、船橋市長。）の許可を受けなければならない。</p> <p>一 建築物の建築（新築、改築、増築又は移転）又は工作物の設置（新設、改設、増設又は移設）</p> <p>二 建築物その他の工作物の色彩の変更</p> <p>三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>四 水面の埋立て又は干拓</p> <p>五 木竹の伐採</p> <p>六 土石の類の採取</p> <p>七 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積</p>	

h) 文化財・歴史

法制度		概 要	備 考
文化財保護法	国宝・重要文化財(建造物)	文部科学大臣が、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定することができることとされており、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを「国宝」に指定することができることとなっている。	千葉県の場合(H20.5.7現在)重要文化財(建造物)28件
	登録有形文化財(建造物)	平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。 この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものである。これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完するものである。	千葉県の場合(H20.5.7現在)登録有形文化財(建造物)112件
	史跡・名勝・天然記念物	記念物とは以下の文化財の総称である。 1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの 2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの 3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの 国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定している。 史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされている。規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされているが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮している。また、史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っている。	千葉県の場合(H20.5.7現在)国指定史跡26件 国指定名勝1件 特別天然記念物1件 天然記念物15件
	伝統的建造物群保存地区	歴史上意義のある建築物、遺跡等が周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成し、伝統的な建造物群で価値の高いものを新たに文化財の一種に含め、伝統的建造物群の環境を保存するため定める地区であり、当該地区内においては、市町村の条例により、保存のために必要な現状変更の規制を行います。	香取市佐原地区(旧佐原市)で約7haが平成8年3月22日に決定
	重要文化的景観	都道府県又は市町村の申出に基づき、景観計画区域や景観地区の中から文部科学大臣が重要文化的景観を選定し、支援する。	
古都保存法(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)	歴史的風土保存区域	国土交通大臣は、歴史的風土を保存するために必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定 歴史的風土保存区域内では、次のような行為を行う場合、あらかじめ知事(政令市においては市長)への届出が必要となります (1)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (3)木竹の伐採 (4)土石類の採取 (5)水面の埋め立て又は干拓 (6)屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積 知事(政令市においては市長)は、歴史的風土保存上必要がある場合には、助言又は勧告することができます。	千葉県は該当なし
	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)を定めることができる。	千葉県は該当なし

法制度	概 要	備 考
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講ずる。</p> <p>1．主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）による基本方針の策定</p> <p>主務大臣は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上に関する基本方針を定めなければならないこととする。</p> <p>2．市町村による歴史的風致維持向上計画の作成及び主務大臣による認定</p> <p>市町村は、次に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、主務大臣は、その歴史的風致維持向上計画が1．の基本方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>（1）当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>（2）重点区域（重要文化財、有形民俗文化財若しくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の土地の区域であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる等の要件に該当する土地の区域をいう。）の位置及び区域</p> <p>（3）歴史的風致形成建造物（重点区域内の建造物であって、当該重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものをいう。）の指定の方針 等</p> <p>3．認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく措置</p> <p>（1）市町村長は、歴史的風致形成建造物の増築、改築等に係る届出があった場合において、その行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができることとする。</p> <p>（2）重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の行為の許可等に関するものを歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会が行うことができることとする。</p> <p>（3）市街化調整区域において歴史的風致を形成している遺跡に係る歴史上価値の高い建築物の復原を目的とする開発行為等については、立地に係る開発許可の基準に適合するものとみなすこととする。</p> <p>4．歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設</p> <p>地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等の建築物のうち歴史的風致の維持及び向上のため整備をすべき用途の建築物等の整備に関し、都市計画における用途地域による用途制限等の緩和を認める新たな地区計画制度を創設する。</p>	

条 例	概 要	備 考
千葉県文化財保護条例	<p>この条例は、文化財保護法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。（第1条）</p>	<p>指定状況（H20.5.7現在）</p> <p>県指定有形文化財（建造物）68件</p> <p>県指定史跡80件</p> <p>県指定名勝5件</p> <p>県指定天然記念物52件</p>

i) 屋外広告物

法制度	概要	備考
屋外広告物法	この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。(第1条)	

条例	概要	備考
千葉県屋外広告物条例 (屋外広告物法)	<p>良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行っている。</p> <p>屋外広告物については、禁止地域、許可地域、禁止物件などの制限をしている。</p> <p>屋外広告業については、不適格な業者を排除するとともに優良な業者の育成を図るため、平成18年4月から登録制度を導入した。</p>	
広告物活用地区	知事は、市町村長の申請に基づき、許可地域等のうち広告物が活気のある街の形成に重要な役割を果たすものと認められる区域を広告物活用地区として指定することができる。	
景観保全型 広告整備地区	知事は、市町村長の申請に基づき、禁止地域等及び許可地域等(広告物活用地区を除く。)のうち、良好な景観を保全するため広告物等の整備を図ることが特に必要であると認められる区域を景観保全型広告整備地区として指定することができる。	本県では、国道295号(成田市)及び手賀沼ふれあいライン(我孫子市)の2地区が指定されている。(平成20年3月現在)
広告物協定地区	一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の良好な景観を主体的に形成するため、当該区域における広告物等に関する協定(「広告物協定」)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。	

j) 景観

法制度		概 要	備 考
景観法	景観行政 団体	<p>法で新たに導入された概念であり、景観行政を担う主体として、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となることができる。</p> <p>なお、景観行政の一元化のため、景観行政団体である市町村を除く区域において、県が景観行政団体となっている。</p> <p>また、景観行政団体は、景観計画や独自の屋外広告物条例を定めることができる。</p>	<p>本県の景観行政団体である市町村 千葉市（政令市） 船橋市（中核市） 柏市（中核市） 市川市、我孫子市、市原市、佐倉市、流山市、浦安市、館山市、松戸市の 11 市（平成 21 年 4 月 1 日現在）</p>
	景観計画	<p>景観計画は、良好な景観を形成するため景観行政団体が策定する計画であり、建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行うものである。</p> <p>建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能</p> <p>【景観計画で定める事項】 （必須事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域 良好な景観の形成に関する方針 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（対象がある場合） <p>（選択事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 自然公園法の許可の基準 	<p>景観計画は、都市部だけでなく農村部や自然公園等幅広く対象としていること、現に良好な景観を有するところだけでなく、新たに良好な景観形成を図ろうとするところも対象</p> <p>住民提案制度が設けられており、土地の所有者等又はまちづくり N P O や公益法人等が、一定の割合以上の同意を得た場合には、景観行政団体に対して景観計画の提案が可能</p> <p>本県の景観計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市川市（H18.4.6） 我孫子市（H18.10.23） 柏市（H19.11.30） 流山市（H19.12.21） 市原市（H20.12.24）
	景観地区	<p>景観地区は、市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区である。</p> <p>【対象地区】</p> <p>既に一定の美観が存在する地区だけでなく、今後良好な景観を形成していこうとする地区についても対象</p> <p>【規制の対象】 （都市計画で定める事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態・意匠の制限（必須事項） ・建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限（選択事項） <p>（必要に応じて条例で定める事項）</p> <p>「景観地区工作物制限条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物のデザイン・色彩についての制限 ・工作物の高さや壁面後退区域における設置制限 <p>「景観地区開発行為等規制条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為その他政令で定める行為の規制 	<p>【計画の認定制度】</p> <p>景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が都市計画に定められた「建築物の形態意匠の制限」に適合するものであることについて、申請書を提出して、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>また、市町村長による認定証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築等の工事(根切り工事等の基礎工事は除く)に着手できないこととなっている。</p>
準景観地区	<p>市町村は、<u>都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の「保全」を図るため、準景観地区に指定することが可能である。</u></p> <p>【区域】</p> <p>複数以上の建築物及びそれらと景観上一体不可分である周辺の区域(例えば、屋敷林、建築物の間に介在する農地や緑地等)を含む区域であり、それらが一体となって良好な景観が立ち現れている区域</p> <p>【規制の対象】 景観地区に準じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態意匠の制限（必須事項） ・工作物の形態意匠、高さ、壁面の位置の制限（選択事項） ・開発行為その他の行為制限（選択事項） ・建築物の高さ、壁面の位置その他の建築物の構造又は敷地に関して必要な制限（選択事項 建築基準法第 68 条の 9 第 2 項の規定に基づく条例） ・規制の担保措置（認定、許可）、違反の是正措置等も条例に定める 		

法制度	概 要	備 考
景観法	<p>景観協定制度は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、<u>土地所有者等の全員の合意により</u>、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度である。</p> <p>【景観協定に定める事項】</p> <p>景観協定区域</p> <p>良好な景観の形成のための事項で、以下に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の形態意匠に関する基準 ・ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準 ・ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準 ・ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 ・ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ・ 農用地の保全又は利用に関する事項 ・ その他良好な景観の形成に関する事項 <p>景観協定の有効期間</p> <p>景観協定に違反した場合の措置</p>	<p>景観協定は、景観行政団体の長の認可をうけなければならない。</p> <p>景観協定においては、法に基づき直接規制することができない建築物や工作物の用途についても良好な景観の形成のために定めることが可能である。</p> <p>第三者に譲渡されても本協定の効力は継承される。</p>
	<p>景観協定の中で、良好な景観形成のために、景観協定区域に隣接した土地を景観協定区域の一部とすることを土地所有者等が希望する場合、「景観協定区域隣接地」として定めることができる。景観協定によるまちづくりを周辺市街地に拡大し、面的な展開を図ろうとする場合や、協定締結の同意が得られないこと等により景観協定区域の規模や形状が必ずしも良好な景観の形成の単位として望ましいものでない場合等において有効な制度。</p>	<p>景観協定区域隣接地は、景観協定区域内の土地所有者が定めるものであり、隣接地の土地所有者等について何ら権利制限を設けるものではない。</p>
景観整備機構	<p>景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度である。</p> <p>【景観整備機構の業務】 業務を絞って請け負うことが可能</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 良好な景観の形成を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他援助を行うこと。 (2) 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 (3) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 (4) 上記の事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。 (5) 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を同計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 (6) 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 (7) その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 	<p>景観行政団体の長に指定された景観整備機構は、当該景観行政団体の区域においてその業務を行うものであって、複数の景観行政団体の区域において、景観整備機構の業務を行う場合には、それぞれの景観行政団体の長の指定が必要である。</p> <p>本県においては、平成 20 年 3 月 25 日に、千葉県建築士会を景観整備機構として指定。</p>
景観農業振興地域整備計画	<p>景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものである。</p> <p>【農振法の特例について（景観法第 58 条）】</p> <p>農振法の規定による開発行為の許可をする場合において、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難と認める場合は、許可できないとする基準を追加。</p> <p>景観と調和のとれた良好な営農条件の確保が可能</p>	<p>【計画策定主体】市町村</p> <p>【対象地域】景観計画区域内の農業振興地域</p> <p>【その他】</p> <p>景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地が当該計画に従って利用されていない場合には、市町村長は、その土地の所有者等に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告するとともに、勧告を受けた者がこれに従わないとき等は、適切な利用が見込まれる者への権利移転に関し協議すべき旨の勧告を行うことができる。</p>

条 例		概 要	備 考
千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例	景観づくり地域協定	土地所有者等が、当該土地の区域において良好な景観の形成に向けた取組に関する協定（景観づくり地域協定）を締結し、知事の認定を受けることができる制度	
	景観づくり地域活動団体	良好な景観の形成に向けた取組を行う法人その他の団体（営利を目的としない団体に限る）は、景観づくり地域活動団体として知事の認定を受けることができる。	平成 21 年 1 月末現在、9 団体を認定
	景観づくり社会貢献事業者	良好な景観の形成に向けた取組を行う法人その他の団体（景観づくり地域活動団体を除く）は、景観づくり社会貢献事業者として知事の認定を受けることができる。	
	景観づくり事業者協定	知事は、良好な景観の形成を図るために必要があると認めるときは、事業者との間において、良好な景観の形成に向けた取組に関する協定（景観づくり事業者協定）を締結することができる。	
	公共事業景観形成指針	県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項に関する指針	

(6) その他良好な景観形成に関連する県の施策

施 策	概 要	備 考
千葉県観光案内サインシステム《整備ガイドライン》	「見やすく、わかりやすく、千葉県らしいサインシステムの整備」を基本理念とし、本県を訪れる観光客が安全・快適な観光を楽しめるように、観光案内サインの整備方法をマニュアル化した「千葉県観光案内サインシステム整備ガイドライン」を策定。	
生物多様性ちば県戦略	千葉県の豊かな生物多様性を未来に引き継ぐため、地球温暖化と生物多様性を一体的なものとして捉え県民と連携し、生物多様性の保全・再生、持続可能な利用に総合的に取り組むために策定	
商業者の地域貢献に関するガイドライン	<p>「ちば中小企業元気戦略」の基本理念である地域の活性化と中小企業や商店街の活性化の好循環を生み出すための施策の一環として、大型店と地域商業者が協働して地域に貢献するための環境づくりを推進するために策定</p> <p>(具体的な貢献策の例) 抜粋 地域資源の保全、景観形成、街並みづくりへの協力 中心市街地の商店街や大型店は、地域資源の保全や伝統行事の継承、事業活動を通じた集客により、地域の賑わいと交流の拠点を形成してきました。また、「まちの顔」として、景観形成や街並みづくりにも大きな影響力を有しており、今後とも積極的な貢献が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮した施設建設、外壁の色等への配慮 ・ 緑地の確保 ・ 地域の景観形成の取組への協力 ・ 屋外広告物設置に当たっての景観への配慮 ・ 地域資源(歴史的景観・建造物、自然資源等)の保全 ・ 祭りなど伝統行事の継承 	
地域振興・地域貢献に関する包括協定	大型店やチェーン店などは地域社会への影響力も大きく、地域からの期待も大きいことから、県と企業との間で「地域振興・地域貢献に関する包括協定」を結び、各地域での積極的な取組を促す。	平成 20 年 11 月 12 日現在で、7 社と包括協定を締結
地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想	<p>「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく構想であり、地域産業の強化や新たな地域産業を創り出す核になり得る資源として217件(平成20年7月2日現在)を指定している。</p> <p>(農林水産物61件、鉱工業品および鉱工業品の生産に係る技術21件、文化財、自然風景地、温泉その他の地域の観光資源135件)</p> <p>県内の中小企業がこれらの資源を活用して新商品や新サービスなどを行なう具体的な事業計画を立て、国の認定を受けると、試作品などの開発に対する補助金、低金利融資、設備投資減税、専門家によるアドバイスなどの支援を受けることができる。</p>	
農業・農村づくり計画(検討中)	新鮮で安全な農産物を県民の皆様将来にわたり安定的に供給できる力強い農業と豊かな農村づくりを目指して、中長期的な農業戦略「農業・農村づくり計画」を策定することとしている。	
「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備」に関する基本方針	千葉県の恵まれた諸条件を活かし、農山漁村地域における文化・人々の交流等滞在型余暇活動の健全な発展を促進し、ゆとりある県民生活の実現に寄与するとともに、農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化を図るため策定	

施策	概要	備考
大地と海の「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進方針	<p>目的</p> <p>本県の特徴を生かした千葉県型グリーン・ブルーツーリズムの活動を通じて</p> <p>(1) 農山漁村や農林水産業に対する都市住民の理解の促進</p> <p>(2) 都市住民の多様なニーズに対する良質な観光資源の提供</p> <p>(3) 観光を活用した多様な販売ルートの開発と多様な経営体の育成</p> <p>(4) 魅力的な地域イメージの創出と消費者に結びついた生産物のブランド化の推進</p> <p>(5) 観光を活用した新たな雇用機会の創出等の実現を図る。</p> <p>千葉県型グリーン・ブルーツーリズムとは、農山漁村での滞在型余暇活動に加え、本県が首都圏に位置するという立地条件を生かした日帰りでの農林漁業体験や、身近な市民農園での農業体験、農林水産物直売施設を介した都市住民との交流など幅広い取組をいう。また、グリーン・ツーリズムという呼称が一般的ですが、本県の3方を囲む海という恵まれた資源も積極的に活用していくという意味を込めて、「グリーン・ブルーツーリズム」と呼んでいる。</p>	
千葉県資源保全基本方針	<p>(目的)</p> <p>農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動の推進、農業者ぐるみでの環境負荷を大幅に低減する先進的営農活動の推進に資することを目的としている。</p>	
千葉県都市整備基本方針	<p>地域の特性に応じた個性豊かな都市の整備と自然環境の保全等を総合的に進めていくため、主として都市計画区域を対象に、都市整備基本方針を策定(県が任意に策定)</p>	
千葉県道路アダプトプログラム	<p>県が管理する国道や県道について、より安全で地域にふさわしい快適な道路環境づくりを目標に、地域との「協働・連携」による維持管理を進めていくため、地域のボランティアにより道路の清掃・除草及び美化活動等の維持活動を行う団体と契約し、その維持活動を支援する。</p> <p>【ボランティア活動の主な種類】</p> <p>道路の清掃・除草及び植樹帯への草花の植栽・管理</p> <p>道路施設の巡視など</p> <p>【県が行う支援の内容】 ただし、予算の範囲内</p> <p>活動する団体等の希望を確認した上で支援</p> <p>活動に必要な道具類の貸与、資材の用意、等</p> <p>ボランティア活動に関する保険への加入</p> <p>活動内容を記載したサインボードの設置</p>	平成20年4月から運用
日本風景街道の推進	<p>日本風景街道は、地元住民、NPO、企業、行政などの多様な主体による協働のもと、道路を中心としたその沿道や周辺地域を舞台とし、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした多様で質の高い風景を形成する活動を支援する新たな仕組みであり、この仕組みを有効活用する。</p>	「南房総・花海街道」(平成19年10月12日登録)
千葉県河川海岸アダプトプログラム	<p>県が管理する河川及び海岸について、ボランティアにより美化活動等を行う団体等と協働して、水辺の環境保全と美化の推進を図ることを目的として、団体等と契約し、その美化活動等を支援する。</p> <p>(美化活動等の範囲)</p> <p>(1) 清掃作業</p> <p>(2) 除草作業</p> <p>(3) 河川及び海岸の環境美化のための草花の植栽及び管理に係る作業</p> <p>(4) 水辺における環境の保全に関する活動</p> <p>(5) 河川及び海岸の施設の状況の巡視</p> <p>(6) その他美化に関する活動</p> <p>(美化活動等に対する支援)</p> <p>(1) 活動に参加する者を補償対象としたボランティアの活動に関する保険への加入</p> <p>(2) 活動に必要な機械器具の貸与</p> <p>(3) 活動に必要な燃料等の提供</p> <p>(4) 活動に必要な資材等の用意</p> <p>(5) 活動の内容等を記載した標識の設置</p> <p>(6) その他必要と認める用具の用意等</p>	平成20年4月から運用

施策	概要	備考
幕張新都心におけるデザイン誘導	「幕張新都心環境デザインマニュアル」、「幕張新都心拡大地区環境デザインマニュアル」、「幕張新都心公共空間デザイン指針」、「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」により、デザインの誘導を行っている。	
「郷土・千葉の過去と未来をつなぐ物語集（仮称）」（教育庁）	千葉県は、豊かな自然環境に恵まれ、各地に 600 件以上の国・県の指定文化財が残され、これらの文化財は地域文化振興・観光面での活用が期待されている。そこで、地域の自然とも関連づけ、本県を特徴づけるもの、県民が誇りとするものを選び、現在（新）と過去（旧）とのつながりを、ドラマ・ストーリー性を持たせた物語としてまとめた。	平成 19 年 3 月に策定 今後、さらに充実を図ることとしている
県民が選ぶ！「ちば遺産 100 選」「ちば文化的景観」（教育庁）	<p>千葉県の自然・歴史・文化を語る上で欠くことのできないもので、特に県民の誇りとなり、将来に継承すべきものを、県民の投票をもとに「ちば遺産 100 選」「ちば文化的景観」として選定。</p> <p>こうした取組を通じて県民が地域の自然・歴史・文化を身近に感じ、自然環境と文化財の保護意識を高めるとともに、その選定結果は地域振興やまちづくり、観光資源としての活用にもつなげていく。</p> <p>「ちば文化的景観」とは、気候風土や地形を利用し、人々が作ってきた歴史・文化、生活・生業を具体的に示すもので、千葉県の自然・歴史・文化を代表する風景である。</p>	

(7) 百選などの景観資源

1) 白砂青松 1 0 0 選 ((社) 日本の松の緑を守る会)

- ・ 富津岬 (富津市)
- ・ 平砂浦海岸 (館山市)
- ・ 東条海岸 (鴨川市)
- ・ 九十九里海岸 (旭市 ~ いすみ市)
- ・ 磯の松原 (千葉市)

2) 日本の渚百選 (運輸省)

- ・ 九十九里浜 (旭市 ~ いすみ市)
- ・ 鵜原・守谷海岸 (勝浦市)
- ・ 犬吠埼君ヶ浜海岸 (銚子市)
- ・ 前原・横渚海岸 (鴨川市)

3) 2 1 世紀に残したい日本の自然百選 ((財) 森林文化協会、朝日新聞社)

- ・ 小櫃川河口の干潟 (木更津市)
- ・ 清澄山 (鴨川市)

4) 日本の夕陽百選 (NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会)

- ・ 北条海岸 (館山市)
- ・ 刑部岬 (旭市)

5) 森林浴の森 1 0 0 選 (林野庁、緑の文明学会)

- ・ 館山野鳥の森 (館山市)
- ・ 鹿野山 (富津市、君津市)

6) 日本桜 1 0 0 選 ((財) 日本さくらの会)

- ・ 清水公園 (野田市)
- ・ 茂原公園 (茂原市)
- ・ 泉自然公園 (千葉市)

7) 新・日本街路樹百景 (読売新聞社)

- ・ あすみ大通り (千葉市)
- ・ 常盤平けやき通り (松戸市)

8) ちば・ふれあいの緑100選(第54回全国植樹祭記念事業:千葉県)

1	稲毛海浜公園の磯の松原(千葉市)	51	内裏神社の榎(旭市)
2	泉自然公園のさくら(千葉市)	52	龍福寺の森(旭市)
3	ハミングロードのさくら並木(習志野市)	53	飯岡海岸の黒松(旭市)
4	習志野緑地(習志野市)	54	新善光寺かやの木(横芝光町)
5	本郷の大イチョウ(市原市)	55	円長寺の那樹(匝瑳市)
6	村上緑地公園(八千代市)	56	日吉神社表参道杉並木(東金市)
7	行徳近郊緑地(市川市)	57	縣神社の大杉(大網白里町)
8	市街地の黒松(市川市)	58	宮島池(九十九里町)
9	夏見緑地(船橋市)	59	成東・東金食虫植物群落(山武市)
10	江戸川沿いの斜面林(市川市境~千葉大)(松戸市)	60	さんぶの森公園(山武市)
11	21世紀の森と広場(松戸市)	61	賀茂神社の大杉(山武市)
12	中央の杜の樹木(野田市)	62	蓮沼海浜公園いこいの広場・水の広場(山武市)
13	酒井根下田の森緑地(柏市)	63	小学校のヤマモモの木(山武市)
14	増尾城址総合公園(柏市)	64	町原大銀杏(横芝光町)
15	運河水辺公園のソメイヨシノ(流山市)	65	芝山水辺の里(芝山町)
16	手賀沼遊歩道のさくら(我孫子市)	66	三井東庄前いちょう並木道(茂原市)
17	貝柄山公園(鎌ヶ谷市)	67	日立製作所前さくら並木道(茂原市)
18	中央公園のさくら(浦安市)	68	洞庭湖の桜(一宮町)
19	関宿にこここ水辺公園(野田市)	69	軍荼利山植物群落(一宮町)
20	手賀の丘公園のさくら(柏市)	70	妙楽寺ふるさとの森(睦沢町)
21	三里塚記念公園内のマロニエ並木道(成田市)	71	尼ヶ台総合公園(長生村)
22	麻賀多神社関東一の大杉(成田市)	72	南白亀川遊歩道(白子町)
23	坂戸西福寺のイチョウ(佐倉市)	73	長柄ダム周辺の桜(長柄町)
24	小名木吉祥寺のイチョウ(四街道市)	74	笠森寺自然林(長南町)
25	けやきの森公園(八街市)	75	高照寺ノ乳公孫樹(チチイチョウ)(勝浦市)
26	県立北総花の丘公園(印西市)	76	上野村ノ大椎(勝浦市)
27	白井市役所・文化センター周辺のさくら(白井市)	77	県立大多喜県民の森(大多喜町)
28	飯積の大杉(伊豆神社)(酒々井町)	78	万木城跡郷土環境保全地域(いすみ市)
29	熊野神社鎮守の森(富里市)	79	大蘇鉄(旧役場大蘇鉄)(御宿町)
30	吉高の大桜(ヤマザクラ)(印旛村)	80	椿公園(いすみ市)
31	本埜の森公園のモクセイ(本埜村)	81	清水観音の森(いすみ市)
32	房総風土記の丘・房総のむら周辺(栄町)	82	那古山遊歩道「式部夢山道」(館山市)
33	水郷佐原水生植物園(香取市)	83	鏡忍寺降神の榎(鴨川市)
34	香取神宮の森(香取市)	84	大房岬自然公園(南房総市)
35	小御門神社の森(成田市)	85	県立富山自然公園(南房総市)
36	神崎の森(なんじゃもんじゃの万葉の森)(神崎町)	86	岩井海岸沿岸の保安林(松)(南房総市)
37	こうざき自然遊歩道(神崎町)	87	江月の水仙ロード(鋸南町)
38	大慈恩寺のイロハカエデ(成田市)	88	池田の珍木(南房総市)
39	城山公園の桜、ツツジ(香取市)	89	めがね橋と周辺の公園(南房総市)
40	府馬の大クス(香取市)	90	小松寺周辺のモミの木(南房総市)
41	沢の大桜(香取市)	91	高塚山(南房総市)
42	あじさい遊歩道(多古町)	92	石堂小鳥の森(南房総市)
43	日本寺のあじさい(多古町)	93	大樟(南房総市)
44	大原幽学遺跡史跡公園内「椿の里」(旭市)	94	花嫁街道と黒滝(南房総市)
45	萬歳自然公園の桜(旭市)	95	四方木不動滝の緑(鴨川市)
46	県立東庄県民の森(東庄町)	96	安西家のキササギ(木更津市)
47	東大社と雲井岬つつじ公園(東庄町)	97	県立清和の県民の森(君津市)
48	渡海神社の森(銚子市)	98	久留里城周辺の「健康保養の森」(君津市)
49	猿田神社の森(銚子市)	99	もみじロード(富津市)
50	飯高寺のスギ林(匝瑳市)	100	坂戸神社の森(袖ヶ浦市)

9) 日本の都市公園百選(緑の文明学会、(社)日本公園緑地協会)

- ・ 昭和の森(千葉市)
- ・ 富津公園(富津市)

10) 美しい日本の歴史的風土準百選(美しい日本の歴史的風土100選実行委員会)

- ・ 伊能忠敬を生んだ水郷の街並み(香取市)
- ・ 成田山新勝寺・門前の街並み(成田市)
- ・ 手賀沼周辺の高墳・文化人の旧居(我孫子市)
- ・ 利根運河(流山市)

11) かおり風景百選(環境省)

- ・ 誕生寺の線香と磯風(鴨川市)
- ・ 府馬の大クス(香取市山田地区)

12) 残したい日本の音風景100選(環境省)

- ・ 樋橋の落水(香取市)
- ・ 麻綿原とヒメハルゼミ(大多喜町)
- ・ 柴又帝釈天界隈と矢切の渡し(松戸市・葛飾区)

13) 快水浴場百選(環境省)

- ・ 守谷海水浴場(勝浦市)
- ・ 和田浦海水浴場(南房総市)

14) 日本の名水百選(環境省)

- ・ 熊野の清水(ゆやのしみず)(長南町)

15) 平成の名水百選(環境省)

- ・ 生きた水・久留里(君津市)

16) 疎水百選(農林水産省)

- ・ 印旛沼
- ・ 大利根用水
- ・ 両総用水

17) 美しい日本のむら景観コンテスト(農林水産省)

(文化部門)

- ・ 大原町はだか祭り(汐ふみ)(いすみ市:旧大原町)(第1回農林水産大臣賞)
- ・ 日本一の焼きいも広場(香取市:旧栗源町)(第2回農林水産大臣賞)
- ・ 養老川西広板羽目堰(市原市)(第3回農林水産大臣賞)

(生産部門)

- ・ 和田浦の花(南房総市:旧和田町)(第8回むらづくり対策推進本部長賞)
- ・ 初体験!イセエビ漁(勝浦市)(第11回全国漁業協同組合連合会長賞)

18) 日本の棚田百選(農林水産省)

- ・ 大山千枚田(鴨川市)

19) 美しい日本のむら景観100選(農林水産省)

- ・ 千葉県大多喜町(上原)

20) 日本の道百選(国土交通省)

- ・ 房総フラワーライン(館山市)
- ・ 常盤平さくら通り(松戸市)

21) 日本風景街道(国土交通省)

- ・ 南房総・花海街道(館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町)

22) 都市景観大賞(「都市景観の日」実行委員会)

1. 都市景観100選部門

- ・ 千葉市土気南地区(千葉市:H4)
- ・ 新浦安駅周辺地区(浦安市:H7)
- ・ 千葉ニュータウン都心ビジネスモール地区(印西市:H8)

2. 景観形成事例部門・地区レベル

- ・ 千葉新町地区(千葉市:H8)

3. 美しいまちなみ優秀賞

- ・ 滝野地区(本埜村:H13)
- ・ おゆみ野モデル街区「おゆみ野駅南地区」(千葉市:H15)
- ・ 成田市上町地区(成田市:H17)
- ・ 香取市佐原地区(香取市:H18)

2.3) 関東の駅百選 (運輸省)

- ・ 船橋日大前駅 (東葉高速鉄道)(船橋市)
- ・ 公津の杜駅 (京成電鉄)(成田市)
- ・ 犬吠駅 (銚子電鉄)(銚子市)
- ・ 上総鶴舞駅 (小湊鉄道)(市原市)
- ・ 大多喜駅 (いすみ鉄道)(大多喜町)
- ・ 流山駅 (総武流山電鉄)(流山市)
- ・ 鎌ヶ谷大仏駅 (新京成電鉄)(鎌ヶ谷市)
- ・ 印西牧の原駅 (北総開発鉄道)(印西市)
- ・ 舞浜駅 (JR東日本)(浦安市)
- ・ 館山駅 (JR東日本)(館山市)
- ・ 県庁前駅 (千葉都市モノレール)(千葉市)
- ・ 成田空港駅 (JR東日本・京成電鉄)(成田市)
- ・ 和田浦駅 (JR東日本)(南房総市)
- ・ 印旛日本医大駅 (北総開発鉄道)(印旛村)

2.4) 東京湾100選 (国土交通省)

三番瀬 (浦安市、市川市、船橋市)(自然資産)	木更津港まつり (文化資産)
ディズニーリゾート (浦安市)(文化資産)	盤洲干潟 (自然資産)
JR 内房線 (社会資産)	東京湾観音 (文化資産)
首都高速湾岸線 (社会資産)	富津岬 (自然資産)
TOKYO - BAYららぽーと (船橋市)(文化資産)	東京湾フェリー (社会資産)
谷津干潟 (自然・文化資産)	東京湾アクアライン (社会・文化資産)
幕張副都心 (千葉市)(文化・社会資産)	第一から第三海堡群 (社会資産)
千葉マリスタジアム (文化資産)	金谷海岸 (自然資産)
稲毛海浜公園 (自然・文化資産)	鋸山 (自然資産)
千葉ポートタワー (文化・社会資産)	浮島 (自然資産)
市原市コンビナート群 (社会資産)	岩井海岸 (自然資産)
大型コンテナ船 (社会資産)	崖観音 (文化資産)
豪華客船 (社会資産)	大房岬 (自然資産)
自動車輸送船 (社会資産)	北条海岸 (北条海水浴場)(自然資産)
巡視船 (社会資産)	館山城 (文化資産)
べいくりん(東京湾の海面に浮遊するゴミや油を回収する清掃兼油回収船)(社会資産)	ウミホタル (館山栈橋)(自然資産)
京葉シーバース (社会資産)	沖ノ島 (自然資産)
袖ヶ浦海浜公園 (自然・文化資産)	洲崎灯台 (社会・文化資産)

(25) ちば遺産 100 選 (千葉県)

地域	種別	名称	地域	種別	名称
千両の海岸と谷津田景観ゾーン (千葉県・八千代市・富津市・富津市)	伝	浅間神社の祭礼と神楽(千葉市)	九十九里浜(海岸平野)と地産地消・水産物のゾーン (千葉県・東金市・山武市・山武市・多古町・木更津市)	伝	九十九里地域の神楽と獅子舞 北之幸谷の獅子舞(東金市)・鎌敷の神楽(旭市)・永田船運の獅子舞(大網白里町)
	伝	下総三山の七年祭り(千葉市・船橋市・習志野市・八千代市)		伝	九十九里大漁節(九十九里町)
	文	加曾利貝塚(千葉市・国指定)		伝	広濟寺の鬼米遊(横芝光町・国指定)
	文	青木昆陽の甘藷試作地(千葉市)		文	常灯寺の木造薬師如来坐像(銚子市・国指定)
	文	旧神谷伝兵衛稲毛別荘(千葉市・国登録)		文	栗島台遺跡出土の椰子の実容器と琥珀(銚子市)
	文	中山法華経寺の日蓮像『立正安国論』(市川市・国指定)		文	大原蘭学遺跡旧宅・墓および宅地耕地地割(旭市・国指定)
	文	中山法華経寺の伽藍(市川市・国指定)		文	飯高榎林跡(飯高寺)(匝瑳市・講堂・鼓樓・鐘樓・総門・国指定)
	自	後見川の大賀蓮(千葉市)		文	宮谷県庁跡(大網白里町)
	自	葛飾八幡宮の千本イチョウ(市川市・国指定)		文	芝山古墳群と埴輪(芝山町・横芝光町・古墳群・国指定)
	自	三番瀬と谷津千鳥(市川市・船橋市・習志野市・浦安市)		自	犬伏白亜紀浅海堆積物とアンモナイト化石(銚子市・国指定)
利根川・江戸川と水運のゾーン (巴里市・野田市・船橋市・流山市・成田市・鎌ヶ谷市)	伝	松戸の万作語り(松戸市)	風光明媚な海山と古寺・城ゾーン (茨城県・野田市・いすみ市・安房町・長生村)	伝	上総十二社祭り(茨城県・いすみ市・一宮町・磯沢町・長生村)
	伝	野田のつく舞(野田市)		文	妙楽寺の大日如来坐像(総沢町・国指定)
	伝	野田のばっばか獅子舞(野田市)		文	長柄横穴群(長柄町・国指定)
	文	幸田貝塚出土品(松戸市・国指定)		文	笠森寺観音堂(長南町・国指定)
	文	旧徳川家松戸戸定邸と庭園(松戸市・国指定)		文	渡辺家住宅(大多喜町・国指定)
	文	野田の醤油生産と高梨氏庭園(野田市・国指定)		文	大多喜藩初代藩主の本多忠勝像(大多喜町)
	文	北ノ作1・2号墳(柏市)		文	上総大多喜城本丸跡(大多喜町)
	文	利根運河(流山市)		自	ミヤコタナゴ(千葉県内・国指定)
	文	相馬郡正倉跡(後孫子市)		自	鶴枝ヒメハルゼミ発生地(茨城県・国指定)
	文	下総小金中野牧の横込跡(鎌ヶ谷市・国指定)		自	大東海浜植物群落(いすみ市・国指定)
印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン (成田市・佐倉市・印旛町・八千代市・印旛町・印旛町・印旛町・印旛町)	自	浅間神社の榎樹林(松戸市)	黒潮と山の恵みのゾーン (千葉県・鴨川市・鴨川市)	自	荻森寺自然林(長南町・国指定)
	自	柏市内・手賀沼上流域の森林と水辺(柏市)		伝	安房やわたんまち(館山市)
	自	鎌ヶ谷市内の杜若林 八幡春日神社・榎樹神社の森(鎌ヶ谷市)		伝	吉保八幡のやぶさめ(鴨川市)
	伝	武術 立身流(佐倉市)		伝	白間津のオオマチ行事(南房総市・国指定)
	文	成田山新勝寺の伽藍(成田市・国指定)		文	御古寺観音堂・多宝塔及び銅造千手観音立像(館山市・銅造千手観音立像・国指定)
	文	南羽鳥中嶋第1遺跡第1号土坑出土遺物(成田市・国指定)		文	館山市内の洞穴遺跡 大寺山洞穴・蛇切洞穴・安房神社洞窟遺跡(館山市)
	文	旧堀田家住宅と庭園(佐倉市・国指定)		文	館山市内の戦争遺跡群(館山市)
	文	旧川崎銀行佐倉支店(佐倉市)		文	星見氏関係保体群(館山市・南房総市)
	文	鹿山文庫関係資料(佐倉市)		文	磯田山系の牧遺構(鴨川市)
	文	佐倉鎮天堂(佐倉市)		文	波の伊八と後藤の宮形彫刻(鴨川市)
香取の海と水郷・香取神宮・杜若林のゾーン (千葉県・香取市・香取市・香取市)	文	本佐倉城跡(佐倉市・酒々井町・国指定)	東京湾を望む上総丘陵のゾーン (千葉県・香取市・香取市・香取市)	自	沼のサンゴ層(館山市)
	文	清戸の泉(白井市)		自	清澄の大スギ(鴨川市・国指定)
	文	松虫寺の薬師如来像(七仏薬師)(印旛町・国指定)		自	鴨川の杖状落岩(鴨川市)
	文	龍角寺と銅造薬師如来坐像(栄町・国指定)		伝	中島の梵天立て(木更津市)
	文	岩屋古墳と龍角寺古墳群(栄町・成田市・国指定)		伝	上総掘り技術と間用具(木更津市・袖ヶ浦市・国指定)
	自	麻賀多神社の森(成田市)		文	長須賀古墳群(金勢塚古墳)と出土遺物(木更津市・金勢塚古墳出土遺物・国指定)
	自	木下貝層(印西市・国指定)		文	小種川流域の古墳時代前期前方後円墳(木更津市・君津市)
	伝	佐原の山車行事(香取市・国指定)		文	飯香岡八幡宮の社殿と宝物(市原市・本殿・国指定)
	伝	香取神宮の神楽とおらんだ楽隊(香取市)		文	王賜銘鉄剣(市原市)
	伝	武術 天真正伝香取神道流(香取市・成田市・酒々井町)		文	神門5号墳・神門3号墳出土遺物(市原市)
伝	菅川の神楽(東庄町)	文	上総国分僧寺・尼寺と出土遺物(市原市・僧寺跡・尼寺跡・国指定)		
文	香取神宮の本殿と楼門(香取市・国指定)	文	跡ヶ崎古墳群(市原市)		
文	香取神宮の海獣彫刻(香取市・国指定)	文	内裏塚古墳群と出土遺物(富津市・内裏塚古墳・国指定)		
文	良文貝塚の香炉型顔面付土器(香取市)	自	三石山自然林(君津市)		
文	城山一号古墳の出土品(香取市)	自	富岩山のサル生息地(君津市・富津市・国指定)		
文	伊能忠敬旧宅と遺品(香取市・国指定)	自	竹間のヒカリモ発生地(富津市・国指定)		
自	府馬の大クス(香取市・国指定)	自	大福山自然林(市原市)		
自	香取神宮の森(香取市)				
自	神崎森・神崎の大クス(神崎町・神崎の大クス・国指定)				

伝: 伝統文化 文: 文化遺産 自: 自然遺産
*順番は、ゾーンごとの連判順である

(2 6) ちば文化的景観 (千葉県)

	地 域	名 称
1	千潟の海岸と谷津田景観ゾーン (千葉県・市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市)	千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観
2		千葉市大草の谷津田景観・四街道市山梨・中台の谷津田景観
3		千葉市の御茶屋御殿跡と御成街道の景観
4		市川市中山法華経寺の門前町景観
5		船橋の漁港景観
6	利根川・江戸川と水運のゾーン (松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市)	●松戸市矢切の渡しの景観
7		野田市利根川の川回しと水辺景観
8		野田市関宿城の城下町景観
9		野田市の醤油醸造景観
10		柏市「布施井天」と「あけぼの山農業公園」の利根川流域の景観
11		流山市江戸川流域のクネ(高垣)の屋敷景観
12	我孫子市手賀沼の漁業景観	
13	印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン (成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜村・栄町)	成田山新勝寺の門前町景観
14		印旛沼とその周辺の里山景観(成田市・佐倉市・印旛村)
15		佐倉城の城下町景観
16		八街市の屋敷林と畑地景観
17		白井市平塚地区の水田と集落景観
18		白井市今井の水塚のある集落景観
19	富里市中沢四ツ塚・四ツ又井天の水田景観	
20	本佐倉城跡と成田街道酒々井宿の町並み景観	
21	本埜村押付・栄町布織の水塚のある集落景観	
22	香取の海と水郷、香取神宮・社農林のゾーン (香取市・神崎町・東庄町)	香取市佐原地区伝統的建造物群と小野川の運河景観
23		香取市佐原の水郷の水田と集落景観
24		香取市香取神宮の社農景観
25		香取市小野川上流域の谷津田景観
26	九十九里浜(海岸平野)と地曳漁業・水産業のゾーン (銚子市・東金市・旭市・匝瑿市・山武市・多古町・大網白里町・九十九里町・芝山町・横芝光町・白子町)	銚子市の醤油醸造景観
27		銚子の漁港景観
28		東金の溜め池(八鶴湖・雄蛇ヶ池)と九十九里平野の水田景観
29		旭市樺海と干潟八万石の水田と農村景観
30		山武市の山武杉のある景観
31		多古町栗山川流域の谷津田景観
32	九十九里町・白子町の納屋景観と地曳網漁	
33	風光明媚な海山と古寺、城ゾーン (茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町)	茂原市の六斎市の景観
34		勝浦市鶴原・興津・浜行川等の漁村景観
35		勝浦漁港と朝市景観
36		いすみ市夷隅川中流の山城と水田景観
37		●いすみ市の横の生垣集落の景観
38		長南町坂本の蓮田景観
39		一宮町東浪見寺・睦沢町妙楽寺・長南町笠森寺と自然林の山寺景観
40	大多喜城の城下町景観	
41	御宿町御宿の海岸景観と月の砂漠・ドンロドリゴ上陸地	
42	黒潮と山の恵みのゾーン (館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)	館山市八幡・南房総市富浦・丸山の横の生垣の集落景観
43		館山市布良・鴨川市太海・南房総市白浜等の漁村集落景観
44		館山市小網寺・鴨川市清澄寺・大山寺・南房総市小松寺・石堂寺の霊場景観
45		鴨川市曾呂・大山周辺の棚田と集落景観
46		鴨川市天面の漁村集落景観
47		●鴨川市小湊・天津・浜秋の漁村集落景観
48		●鴨川市鱒ノ浦と誕生寺の門前町景観
49	南房総市地震段丘とお花畑景観	
50	●南房総市和田浦の鯨の食文化の景観	
51	鋸南町鋸山採石場跡と日本寺の石造物群	
52	東京湾を望む上総丘陵のゾーン (木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・市原市)	●東京湾岸の京業工業地帯の景観
53		東京湾盤州干潟の潮干狩りの景観
54		木更津市金田の糞立景観
55		●君津市久留里市場の町並みと酒と水の景観
56		富津の漁港景観
57		富津の海苔養殖景観
58		袖ヶ浦市山谷周辺の鎌倉道の景観
59	市原市の西広塚の景観	
60	●市原市の谷津田と農村景観	

* 順番は、ゾーンごとの建制順である。 ●は、県民提案の景観である。